

04100

宮城県

仙台市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
仙台市商工業 振興条例	S62.3	①仙台市製造業立地促進助成金 ア 製造業に係る事業所(工場)の設置(新設・増設・市内移転)又は設備更新 イ 投下固定資産相当額1億円以上 (市内中小企業は1,000万円以上) ※建物賃貸や設備リースも対象 ウ 下記要件を満たす新規雇用又は異動の正社員が20人以上の場合に雇用加算を適用 1)市内に住所を有する 2)1年以上の継続雇用 3)社会保険の被保険者	①仙台市製造業立地促進助成金 ア 事業所の設置:新規投資に係る固定資産税相当額の100%(3年間、限度額なし) ※復興特区指定事業者に対する加算措置あり イ 設備更新(市内中小企業のみ):新規投資に係る固定資産税相当額の100%(1年間、限度額1,000万円) ウ 新規雇用又は異動の正社員が20人以上の場合、正社員60万円/人を加算(限度額なし、助成期間内で1度限り)
		②仙台市特定物流業立地促進助成金 ア 顧客に商品やサービスを直接提供する用途に供さない施設で、配達までの運搬物の整理、保管、荷造り、荷崩し等を集約的に行う事業所(ただし、配達までの運搬物の整理、保管のみを行う事業所を除く)の設置 イ 投下固定資産相当額3億円以上 ※建物賃貸や設備リースも対象 ウ 下記要件を満たす新規雇用又は異動の正社員が20人以上の場合に雇用加算を適用 1)市内に住所を有する 2)1年以上の継続雇用 3)社会保険の被保険者	②仙台市特定物流業立地促進助成金 ア 新規投資に係る固定資産税相当額の100%(3年間、限度額なし) ※復興特区指定事業者に対する加算措置あり イ 雇用加算:新規雇用者が20人以上の場合、正社員60万円/人、その他の雇用者10万円/人を加算(正社員については限度額なし・その他の雇用者については限度額5,000万円、助成期間内で1度限り)
		③仙台市本社機能・研究開発施設立地促進助成金	③仙台市本社機能・研究開発施設立地促進助成金

	<p>ア 本社機能(地域再生法に基づき認定を受けた事業者が、当該認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って整備する特定業務施設であって、調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門その他管理業務部門のために使用される事業所)及び研究開発施設(製造業及び情報通信業のうち、研究又は開発を行うことを目的とした施設)の設置</p> <p>イ 投下固定資産相当額 1,000 万円以上 ※建物賃貸や設備リースも対象</p> <p>ウ 下記要件を満たす新規雇用又は異動の正社員が5人以上の場合に雇用加算を適用</p> <p>1)市内に住所を有する 2)1年以上の継続雇用 3)社会保険の被保険者</p>	<p>ア 新規投資に係る固定資産税相当額の100%(3年間、限度額なし) ※本社機能を新設した事業者、復興特区指定事業者に対する加算措置あり</p> <p>イ 新規雇用又は異動の正社員が5人以上の場合、正社員 100 万円/人を加算(限度額なし、助成期間内で1度限り)</p>
	<p>④仙台市ソフトウェア業・デジタルコンテンツ業・データセンター立地促進助成金</p> <p>ア ソフトウェア業、デジタルコンテンツ業、データセンターに係る事業所の設置</p> <p>イ ソフトウェア業・デジタルコンテンツ業は投下固定資産相当額 1,000 万円以上、データセンターは 3,000 万円以上 ※建物賃貸や設備リースも対象</p> <p>ウ 下記要件を満たす新規雇用又は異動の正社員が5人以上の場合に雇用加算を適用</p> <p>1)市内に住所を有する 2)1年以上の継続雇用 3)社会保険の被保険者</p>	<p>④仙台市ソフトウェア業・デジタルコンテンツ業・データセンター立地促進助成金</p> <p>ア 新規投資に係る固定資産税相当額の100%(3年間、限度額なし) ※復興特区指定事業者に対する加算措置又は地域による加算措置あり</p> <p>イ 新規雇用又は異動の正社員が5人以上の場合、正社員 100 万円/人を加算(限度額なし、助成期間内で1度限り)</p>
	<p>⑤仙台市特定コールセンター・バックオフィス等立地促進助成金</p> <p>ア 特定コールセンター(インバウンド)・バックオフィス等に係る事業所の設置</p> <p>イ 投下固定資産相当額3,000万円以上(市内中小企業は 1,000 万円以上)</p>	<p>⑤仙台市特定コールセンター・バックオフィス等立地促進助成金</p> <p>ア 新規投資に係る固定資産税相当額の100%(3年間、限度額なし) ※復興特区指定事業者に対する加算措置あり</p>

	<p>※建物賃貸や設備リースも対象</p> <p>ウ 下記要件を満たす新規雇用者が20人以上の場合に雇用加算を適用</p> <p>1)市内に住所を有する</p> <p>2)1年以上の継続雇用</p> <p>3)社会保険の被保険者</p>	<p>イ 雇用加算:新規雇用者が20人以上の場合、正社員60万円/人、その他の雇用者10万円/人を加算(正社員については限度額なし・その他の雇用者については限度額5,000万円、助成期間内で1度限り)</p>
	<p>⑥仙台市広域集客型産業立地促進助成金</p> <p>ア 生活関連サービス業、娯楽業のうち、興行場、興行団、公園、遊園地、教育、学習支援事業のうち、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館に属する事業所の設置で、選定委員会により対象事業と選定されたもの</p> <p>イ 投下固定資産相当額1億円以上</p> <p>※建物賃貸や設備リースも対象</p>	<p>⑥仙台市広域集客型産業立地促進助成金</p> <p>ア 新規投資に係る固定資産税相当額の100%(3年間、限度額なし)</p> <p>※復興特区指定事業者に対する加算措置又は地域による加算措置あり</p>
	<p>⑦仙台市蒲生北部地区事業所立地促進助成金</p> <p>ア 蒲生北部地区(蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業の施行地区)内に立地する事業所で、その用途が事務所、工場、倉庫等。ただし、次のものを除く。</p> <p>●(1)店舗等(2)ホテル又は旅館(3)遊技場、風俗施設等(4)公共施設、病院、学校等(5)卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等(6)火力発電所</p> <p>●他の本市企業立地促進助成金の交付対象となるもの</p> <p>イ 投下固定資産相当額1億円以上(市内中小企業は1,000万円以上)</p> <p>※建物賃貸や設備リースも対象</p>	<p>⑦仙台市蒲生北部地区事業所立地促進助成金</p> <p>ア 事業所の設置:新規投資に係る固定資産税相当額の100%(3年間、限度額なし)</p> <p>※復興特区指定事業者に対する加算措置あり</p> <p>イ 新規雇用又は異動の正社員が20人以上の場合、正社員60万円/人を加算(限度額なし、助成期間内で1度限り)</p>
	<p>⑧ 仙台市創エネルギー導入促進助成制度</p> <p>ア エネルギー(電力・熱・燃料)の製造・転換及び供給を行う事業所の新設・増設であり、下記を全て満たすこと。</p> <p>①投下固定資産相当額1億円以上②仙台市内の第三者である需要家にエネルギー</p>	<p>⑧仙台市創エネルギー導入促進助成制度</p> <p>ア 新規投資に係る固定資産税・都市計画税相当額の100%(増設の場合は90%)(5年間、限度額なし)</p> <p>※風力発電及び太陽光発電事業の場合は3年間</p>

		<p>を供給する事業③環境負荷の少ないクリーンなエネルギーを扱う事業④気象条件等に左右されず安定的なエネルギー供給が可能⑤地域の防災やまちづくりに貢献するもの</p> <p>イ 研究開発又は実証実験を行う施設の新設・増設であり、下記を全て満たすこと。</p> <p>①投下固定資産相当額1千万円以上②次世代エネルギーの創出や利活用に関する革新的な技術についての研究開発を行う事業所又は実証実験を行う施設</p>	<p>※実証実験の場合は、3年間を上限に実証実験終了まで</p> <p>イ 新規雇用又は異動の正社員が5人以上の場合、正社員 60 万円／人を加算(限度額なし、助成期間内で1度限り)</p>
--	--	---	---

詳しくはこちら:①～⑦ ([企業立地促進助成金の概要](#))

⑧ ([仙台市創エネルギー導入促進助成制度](#))

04202

宮城県

石巻市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
石巻市企業立地等促進条例	H17.4	1	1, 2対象
	H18.4	(1) 拠点地区:研究施設、事務施設、教育施設、業務支援・サービス施設等拠点法に規定する産業業務施設、その他のこれに類する施設	① 企業立地助成金 投下固定資産に課せられた固定資産額と同額を5年間交付(限度額なし)
	改正		
	H21.4		
	改正		
	H22.4		② 上水道料金助成金(対象地域限定)上水道料金の30%相当額を5年間交付(限度額:500万円/年)
	改正		
	H24.4		重点誘致業種、戦略分野業種の場合:50%相当額(限度額1,000万円/年)
	改正		※対象地域については、お問い合わせ願います。
	H28.4	(2)拠点地区以外:(下線「重点誘致業種」:製造業、情報サービス業は一部に限る)	③ 雇用奨励助成金 「新規雇用者」の人数に応じて助成金を交付 新設の場合:1人当たり100万円を交付(限度額なし) 増設、移設の場合:1人当たり20万円を交付(限度額:1,000万円)
H29.7	A施設園芸、植物工場 E製造業 Fバイオマス発電所、熱供給業 Gデータセンター、情報サービス業		
H31.4	H道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業 I卸売業 L自然科学研究所 M旅館、ホテル N遊園地、テーマパーク O博物館、美術館、動物園、植物園、水族館 R自動車整備業、機械修理業、電気機械器具修理業、コールセンター業 (投下固定資産額及び常用従業員数を満たすもの)	④ 緑化推進助成金 営業開始5年以内に敷地面積3,000㎡以上の10%以上を緑化した場合、緑化経費の30%相当額を交付(限度額:500万円、1回限り) ⑤ 環境対策設備助成金	
		要件 (大企業)	
		投下固定資産額	
		常用従業員数	
		新設	
		増設	
		移設	
		5億円以上	
		25人以上 (うち新規10人以上)	
		5億円以上	
		10人以上	
		5億円以上	

		<table border="1"> <tr> <th>要件 (中小企業)</th> <th>新設</th> <th>増設</th> <th>移設</th> </tr> <tr> <td>投下固定資産額</td> <td>5千万円以上</td> <td>2千万円以上</td> <td>3千万円以上</td> </tr> <tr> <td>常用従業員数</td> <td>10人以上 (うち新規5人以上)</td> <td>5人以上</td> <td>5人以上</td> </tr> </table>	要件 (中小企業)	新設	増設	移設	投下固定資産額	5千万円以上	2千万円以上	3千万円以上	常用従業員数	10人以上 (うち新規5人以上)	5人以上	5人以上	<p>太陽光発電等の新エネルギー設備、公害防止及びそれに附属する設備並びに空気調和設備の設置に要する経費の50%相当額を交付(限度額:1,500万円)</p> <p>⑥ 事業継続対策助成金(対象地域限定) 災害発生時における事業継続対策に係る設備等を導入した経費の50%相当額を交付(限度額:1,500万円) ※対象地域については、お問い合わせ願います。</p>
要件 (中小企業)	新設	増設	移設												
投下固定資産額	5千万円以上	2千万円以上	3千万円以上												
常用従業員数	10人以上 (うち新規5人以上)	5人以上	5人以上												
		<p>2 地域未来投資促進法に基づき策定し、国の同意を得た基本計画に記載されている分野の業種</p> <p>イ 宮城県ものづくり基本計画 ロ 宮城県農林水産・食品関連産業基本計画 ハ 宮城県情報通信関連産業振興基本計画 ニ 宮城県観光産業基本計画 ホ 宮城県環境・エネルギー関連産業基本計画</p> <table border="1"> <tr> <td>要件</td> <td>新設のみ対象 投下固定資産額及び常用従業員数の要件なし</td> </tr> </table>	要件	新設のみ対象 投下固定資産額及び常用従業員数の要件なし	<p>2のみ対象</p> <p>⑦ 技術研修派遣助成金 新規雇用のうち石巻市に住所を有する者を県外に派遣して研修を受講させる場合、1人当たり1月10万円を交付(限度額:500万円)</p> <p>⑧ 市内企業発注促進助成金 営業開始の日から起算して2年経過後の1年間において、市内事業者が発注した額が1社当たり500万円を超える額を発注した場合に交付 ・発注した額が5社に満たない場合:1社当たり50万円を交付 ・発注した額が5社以上の場合:1社当たり100万円を交付 (限度額:500万円、1回限り)</p>										
要件	新設のみ対象 投下固定資産額及び常用従業員数の要件なし														

		<p>3 バイオマス発電、植物工場、バイオマスの活用(微細藻類)、データセンター、コールセンター (投下固定資産額又は常用従業員数を満たすもの)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要件</th> <th>新設</th> <th>増設</th> <th>移設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投下固定資産額</td> <td>5千万円以上</td> <td>2千万円以上</td> <td>3千万円以上</td> </tr> <tr> <td>常用従業員数</td> <td>5人以上</td> <td>5人以上</td> <td>5人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※投下固定資産額:固定資産課税台帳に登録された価格 ※常用従業員:常時雇用されている従業員(社会保険・労働保険加入者)</p>	要件	新設	増設	移設	投下固定資産額	5千万円以上	2千万円以上	3千万円以上	常用従業員数	5人以上	5人以上	5人以上	<p>3のみ対象 ⑨ 新産業等創出促進助成金 総事業費の10%相当額を交付(限度額:3,000万円)</p>
要件	新設	増設	移設												
投下固定資産額	5千万円以上	2千万円以上	3千万円以上												
常用従業員数	5人以上	5人以上	5人以上												

〈事業継続対策助成金〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員 (人以上)			
<p>〈新設の場合〉 (企業立地等促進条例第4条第2項による指定企業については、条件なし)</p> <p>①大企業者:投下固定資産額5億円以上かつ常用従業員25人以上(うち新規雇用者10人以上)</p> <p>②中小企業者:投下固定資産額5,000万円以上かつ常用従業員10人以上(うち新規雇用者5人以上)</p> <p>〈増設の場合〉</p> <p>①大企業者:投下固定資産額5億円以上かつ常用従業員10人以上</p> <p>②中小企業者:投下固定資産額2,000万円以上かつ常用従業員5人以上</p> <p>〈移設の場合〉</p>		<p>対象区域:</p> <p>(1)都市計画道路門脇流留線、南光湊線及び湊中央線並びに防災緑地1号及び防災緑地2号で囲まれた南側の地域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第9条第10項に規定する商業地域、同条第11項に規定する準工業地域、同条第12項に規定する工業地域及び同条第13項に規定する工業専用地域</p> <p>(2)東日本大震災に伴う石巻市</p>		

<p>①大企業者:投下固定資産額5億円以上かつ常用従業員 10 人以上</p> <p>②中小企業者:投下固定資産額 3,000 万円以上かつ常用従業員5人以上</p>	<p>災害危険区域の指定及び建築制限に関する条例(平成23年石巻市条例第41号)第2条の規定により指定する災害危険区域のうち、荻浜地区、河北地区、雄勝地区、北上地区及び牡鹿地区に属する地域</p> <p>対象経費:自家発電装置・蓄電池、従業員等の安否確認や非常時の通信を行うためのシステム、緊急地震速報システム等、災害発生時における事業継続対策に係る設備等の 50% 相当額</p> <p>限度額:1,500 万円(1 回限り)</p>		
---	--	--	--

石巻市企業立地のための支援制度 URL

→ <https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10451000/382/382.html>

04203

宮城県

塩竈市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
①「宮城県ものづくり基本計画」等に基づき承認を得た地域経済牽引事業計画に従い取得した家屋・構築物及びその敷地である土地 ②取得価格の合計:10,000(農林漁業及びその関連業種:5,000)	—	課税免除	固定資産税 (土地、家屋、構築物。ただし事務所を除く)	3年
①「民間投資促進特区(ものづくり産業版)」または「千賀の浦観光推進特区」の区域及び指定業種であって、企業が復興推進事業計画に基づき取得した家屋及び償却資産並びにその敷地である土地 ②取得価格:制限無し	—	課税免除	固定資産税	5年
①地方にある企業の本社機能の強化・拡充する場合 ②宮城県の地域再生計画に適合すること ③取得価格の合計:3,800 (中小企業:1,900)	本社機能において常時雇用する従業員数が5人(中小企業は2人)以上増加	固定資産税の税率軽減 1年目 0% 2年目 0.467% 3年目 0.933%	減価償却資産 (建物、建物附属設備、機械及び装置等)	3年
①東京 23 区から本社機能を移転する場合 ②宮城県の地域再生計画に適合すること ③取得価格の合計:3,800 (中小企業:1,900)	本社機能において常時雇用する従業員数の過半数が東京からの移転であること	固定資産税の税率の軽減 1年目 0% 2年目 0.35% 3年目 0.7%	減価償却資産 (建物、建物附属設備、機械及び装置等)	3年

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
塩竈市いきいき企業支援条例	H18.4 H19.4 改正 H21.3 改正 H23.4 改正	①新設の場合 投下固定資産額が 5,000 万円以上、新規雇用者が5人以上 ②増設の場合	奨励金 ①企業立地奨励金 家屋・償却資産の固定資産税の 25% 相当額を5年間交付する

	H25.4 改正 H26.10 改正	<p>投下固定資産額が 2,000 万円以上、新規雇用者が2人以上</p> <p>③移設の場合 投下固定資産額が 3,000 万円以上、新規雇用者が2人以上</p> <p>④賃借の場合 新規雇用者が5人以上</p> <p>(注) 1.新規雇用者とは、雇用期間の定めのない者に限る</p>	<p>※不動産の施設賃借の場合は対象外</p> <p>②雇用奨励金 市内在住の新規雇用者1人あたり 10 万円を交付する</p> <p>③法人市民税の控除 法人市民税(法人税割)を 2.4%、5年間控除する</p>
塩竈市東日本大震災復興特別区域法第 28 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例	H24.9	塩竈市復興産業集積区域において、工場立地法及び企業立地促進法に定める準則に代えて、次のとおり緩和する。	<p>「民間投資促進特区(ものづくり産業版)」</p> <p>「千賀の浦観光推進特区」</p> <p>緑地面積率 敷地面積の 10%以上 環境施設面積率 敷地面積の 15%以上</p>

04205

宮城県

気仙沼市

〈企業立地に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
<p>○気仙沼市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例</p> <p><対象税目> 固定資産税(土地, 家屋, 構築物)</p> <p><対象業種> 地域経済牽引事業の促進に関する基本計画で定めた対象分野に関連する業種のうち, 県より承認を受け, 国により確認を得られたもの。</p> <p>(例) 「宮城県ものづくり基本計画」 (同意日:平成 29 年 12 月 22 日) 対象分野:自動車関連産業, 高度電子機械産業, 医療・健康関連産業, 環境関連産業, 航空宇宙関連産業, 船舶関連産業 「宮城県農林水産・食品関連産業基本計画」 (同意日:平成 29 年 12 月 22 日) 対象分野:農林水産・食品関連産業 「宮城県情報通信関連産業振興基本計画」 (同意日:平成 30 年 3 月 28 日) 対象分野:第4次産業革命分野, 情報通信関連分野</p> <p><対象設備> 承認地域経済牽引事業計画に基づき取得した家屋・構築物及びその敷地である土地(ただし, 土地は同意日以降に取得したものに限り, かつ, その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋または構築物の建設の着手があった場合に限る。)</p>		課税免除	固定資産税 (土地・建物・構築物)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
気仙沼市企業立地 奨励条例	H18.3	①立地奨励金	奨励金・補助金
	H21.7 改正 H21.8 改正	○固定資産の取得価格 1,000 万円以上	①立地奨励金 固定資産税相当額 5年
	H23.3 改正 H25.3 改正 H25.6 改正 H30.2 改正	②雇用奨励金 ア 新設:投下固定資産の取得価格 3,000 万円、 地元従業員 10 人以上 イ 増設:投下固定資産の取得価格 2,000 万円、 地元従業員5人以上	②雇用奨励金 地元従業員1人につき 20 万円
		③用地取得補助金 以下の要件で事業所の用地を取得し、3年以内に 事業所の建設に着手 ア 新設:土地の取得価格 5,000 万円以上又は取 得面積 3,000 m ² 以上 イ 増設:土地の取得価格 3,000 万円以上又は取 得面積 1,000 m ² 以上	③用地取得補助金 取得価格×25% 限度額 1億円
	④緑化推進補助金 ○用地取得後、3年以内に建設に着手し、取得面 積 3,000 m ² 以上、取得後5年以内に 10%以上の緑 化	④緑化推進補助金 緑化経費×30% 限度額 200 万円	

04206

宮城県

白石市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
①地域未来投資促進法:「宮城県ものづくり基本計画」、「宮城県農林水産・食品関連産業基本計画」及び「宮城県情報通信関連産業新興基本計画」の指定業種であって、基本計画の同意の日から起算して5年を経過する日までの期間に取得した家屋、構築物若しくはこれらの敷地である土地であって、当該家屋若しくは構築物の着工前1年以内に取得したもの ②取得価額 10,000 (農林漁業関連業種 5,000)		課税免除	固定資産税 (土地、家屋、構築物。 ただし事務所を除く)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
白石市企業立地促進条例	H18.6	工場などを新設または増設する企業者で、次の指定企業者要件を満たすほか、各奨励金の交付要件に該当すること。 (指定企業者要件) ア 市内において製造業(製造業に係る研究を含む)、情報通信業のうち情報サービス業、運輸業のうち道路貨物運送業、倉庫業およびコンビニ業、卸売・小売業のうち卸売業全般などを営むための イ 事業開始時の新規常用雇用者のうち市民が5人以上(中小企業者は3人以上)	①企業立地奨励金 ○投下固定資産に係る固定資産税・都市計画税に相当する額を5年間交付
	H20.3改正		②企業立地投資奨励金 ○投下固定資産の取得価額の10%を交付(特定区域:上限1億円、その他の区域:2,000万円) ※予算額により分割して交付する場合がある。
	H22.4改正		③企業立地雇用促進奨励金 ○新規常用雇用者(市民)1人につき20万円(上限600万円) ※指定企業者が事業開始から3年までの間に、市民を雇用し、引き続き1年以上雇用していること。
	H25.6改正		④企業立地緑化推進奨励金
	H28.4改正		
	H30.6改正		

		ウ 同一年における直接事業用に供 するための投下固定資産が3億円 以上(中小企業者は 3,000 万円以 上)	○緑化に要した経費の 30%を交付(上限 200 万円) ※指定企業者が事業開始までの間に、特定工 場として緑地を整備した場合。
--	--	--	---

04207

宮城県

名取市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
復興推進計画に係る指定(復興特区法第37,39,40条)を受け、復興産業集積区域において新・増設を行った場合	—	課税免除	固定資産税	5年間
地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、新設・増設を行った場合	—	課税免除 不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
名取市企業立 地促進条例	H11.3	①企業立地奨励金	①企業立地奨励金
	H19.4 改正	ア 工場:投下固定資産額1億円(中小企業 5,000万円)以上、常時雇用者 10 人(中小企業 3 人)以上	○家屋、償却資産の固定資産税相当額を交付
	H21.3 改正	イ 特定事業所:投下固定資産額1億円以上、常時雇用者5人以上	○新設・移設・増設 3年間
	H22.4 改正	ウ 流通事業所:投下固定資産額2億円以上、土地取得面積1万㎡以上	※ただし、集積業種・特定集積業種は5年間
	H23.1 改正	②雇用奨励金	②雇用奨励金
	H24.4 改正	ア 工場:新規常時雇用者 1 人以上	○市内に住所を有する新規従業員の数に 10 万円を乗じた額
	H29.12 改正	イ 特定事業所:新規常時雇用者5人以上	
	R1.6 改正	ウ 流通事業所:新規常時雇用者 10 人以上	
	R1.6 改正	※操業から1年以内に雇用し、引き続き1年以上雇用していること	
	R1.9 改正	③用地取得助成金	③用地取得助成金
	R1.9 改正	ア 工場:投下固定資産額1億円(中小企業 5,000万円)以上、土地取得面積 3,000 ㎡(同 1,500㎡)以上	○土地取得価格×5%
		イ 特定事業所:投下固定資産額5,000万円以上、	※ただし、集積業種・特定集積業種は8.5% ○限度額 2億円

		<p>土地取得面積 1,500 m²以上</p> <p>ウ 流通事業所 投下固定資産額2億円以上、土地取得面積1万m²以上</p>	○新設・移設 1回
		<p>④水道開発負担金助成金</p> <p>ア 工場:投下固定資産額1億円(中小企業 5,000万円)以上、常時雇用者 10 人(中小企業3人)以上</p> <p>イ 特定事業所:投下固定資産額1億円以上、常時雇用者5人以上</p> <p>ウ 流通事業所 投下固定資産額2億円以上、常時雇用者 10 人以上</p>	<p>④水道開発負担金助成金</p> <p>○水道開発負担金納入額の 50%</p> <p>※ただし、集積業種・特定集積業種は 75%</p> <p>○新設・移設・増設 1回</p>
		<p>⑤緑地保全助成金(工業専用地域)</p> <p>ア 取得した土地に緑地がある場合(山林・雑種地を除く)</p>	<p>⑤緑地保全助成金</p> <p>○緑地面積に 35 円/m²を乗じた額を交付</p> <p>○新設・移設 3年間</p> <p>※ただし、集積業種・特定集積業種は 5年間</p>
名取市情報通信関連企業立地促進条例	H20.3	<p>対象区域:市の市街化区域内</p> <p>①雇用奨励金</p> <p>情報通信関連事業所が営業を開始した日から6か月を経過した時点において、20 人を超える新規常時雇用者、新規短時間労働者及び新規派遣労働者(以下「新規雇用者」という。)を雇用している場合。ただし、移設の場合、移設後の事業所における雇用者の数から、移設前の事業所における雇用者の数を差し引いて得られた雇用者の数のうち新規雇用者分を交付対象とする。</p>	<p>①雇用奨励金</p> <p>○新規雇用者 21 人目から 1 人目として、新規常時雇用者1人当たり 30 万円</p> <p>○新規短時間労働者及び新規派遣労働者1人当たり 24 万円(限度額 5,000 万円)</p> <p>新設・移設・増設</p>
		<p>②追加雇用奨励金</p> <p>新たに20人を超える新規雇用者を雇用した場合交付</p>	<p>②追加雇用奨励金</p> <p>○雇用奨励金の規定に準じて算出した額(限度額 5,000 万円)</p> <p>○雇用奨励金の交付を受けた企業者が、交付を受けた日から1年以内</p>
		<p>③加算奨励金</p> <p>1) 投下固定資産額</p> <p>2) 年間の通信回線使用料</p>	<p>③加算奨励金</p> <p>1) 投下固定資産額の 1/10(限度額 5,000 万円)</p>

		<p>3) 年間の建物賃借料(賃借に付随する諸経費を除く)及び設備機器賃借料</p> <p>4) 常時雇用への登用についての社内制度をあらかじめ整備している情報通信関連事業所で、新設又は移設を行った日から1年以内に、短時間労働者及び派遣労働者が常時雇用者に雇用替えとなった場合(雇用替え)</p>	<p>2) 年間の通信回線使用料の1/6 (限度額 単年度1,000万円、2年間交付)</p> <p>3) 年間の建物賃借料(賃借に付随する諸経費を除く)及び設備機器賃借料の1/6 (限度額 単年度1,000万円、2年間交付)</p> <p>4) 当該常時雇用者の数に6万円を乗じて得た額を交付 (限度額 1,000万円)</p>
名取市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例	H19.12.19 (H29.12.27)	<p>工場立地法に定める準則を指定する区域に応じて緩和する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地面積率 敷地面積の10～15% ・環境施設面積率 敷地面積の15～20% 	
名取市東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例	H24.9.25 (H25.6.25) (H27.6.23) (H28.6.24) (H29.12.27) (H30.12.27)	<p>名取市復興産業集積区域において、工場立地法及び地域未来投資促進法に定める準則に代えて、下記のとおり緩和する。</p> <p>「愛島西部工業団地」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地率 敷地面積の5%以上 ・環境施設面積率 敷地面積の10%以上 <p>「閑上工業用地」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地率 敷地面積の1% ・環境施設面積率 敷地面積の1% 	

04208

宮城県

角田市

〈企業立地に対する税制上の優遇措置〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員(人以上)			
角田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例		課税免除		3年間
角田市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例		課税免除		5年間
角田市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例 ・対象事業者 地域再生法(以下「法」という。)第17条の2第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者 ・対象事業 認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、法第17条の6の地方公共団体等を定める省令第2条第1号に規定する特別償却設備を新設し、又は増設したもの。		課税軽減 ●法第17条の2第1項第1号に掲げる事業 ①初年度 税率 0 ②第2年度 0.35/100 ③第3年度 0.7/100 ●法第17条の2第1項第2号に掲げる事業 ①初年度 税率 0 ②第2年度 0.467/100 ③第3年度 0.933/100		3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
角田市企業立地優遇条例	H17.10	○企業立地奨励金 ア 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、情報サービス業などを営むこと イ 投下固定資産の取得価格が3,000万	奨励金・助成金 ○企業立地奨励金(限度額なし、交付期間5年間) 投下固定資産にかかる固定資産税、都市計画税相当額

		円以上 ウ 常用雇用者が5人以上	
		○雇用奨励金 上記ア、イ及びウを満たし、事業開始から3年以内に市民を常用雇用者として雇用し、引き続き1年以上雇用していること	○雇用奨励金(限度額なし、対象期間3年で1人につき1回) 新規常用雇用者数×10万円 新規学卒常用雇用者数×15万円
		○用地取得助成金 上記ア、イ及びウを満たし、事業用地を3,000㎡以上取得後、3年以内に事業を開始すること	○用地取得助成金(限度額1億円、交付1回) 用地取得価格の30%相当額(特定区域) 用地取得価格の10%相当額(特定区域以外)
		○緑化推進助成金 上記ア、イ及びウを満たし、事業用地を3,000㎡以上取得後、3年以内に事業を開始すること 事業開始3年以内に取得用地面積の10%以上を緑化すること	○緑化推進助成金(限度額200万円、交付1回) 緑化に要した経費の30%相当額
角田市東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例	H24.9.27	東日本大震災復興特別区域法第4条第1項に規定する復興推進計画で定められた同条第2項第4号イに規定する復興産業集積区域のうち規則で定める範囲において、工場立地法に定める準則を右記のとおり緩和する。	緑地面積率 敷地面積の1%以上 環境施設面積率 敷地面積の1%以上
角田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例	H30.3.16	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記の適用区域について工場立地法に定める準則を緩和する。 適用区域 西小坂工業用地、岡工業用地、前原工業用地、駅西口工業団地及び周辺区域、中島工業団地、町田・野田前工業用地 緑地面積率 敷地面積の10%以上 環境施設面積率 敷地面積の15%以上	

04209

宮城県

多賀城市

〈企業立地に対する税制上の優遇措置〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員(人以上)			
多賀城市復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例 (対象業種) 「民間投資促進特区(ものづくり産業版)」(認定日:平成24年2月9日) 「民間投資促進特区(IT産業版)」(認定日:平成24年6月12日) 「民間投資促進特区(農業版)」(認定日:平成24年9月28日) 「まちづくり促進特区」(平成24年12月14日)の指定集積 (対象施設・設備) 当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(認定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)		課税免除	固定資産税及び都市計画税	5年間
復興推進計画「まちづくり促進特区」(認定日:平成24年12月14日) 東日本大震災復興特別区域法に基づく税制の特例措置 (対象業種) 飲食業、小売業、医療・福祉業等 (対象区域) JR仙石線多賀城駅を中心とした中心市街地		課税免除		5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
多賀城市商業機能集積補助金交	R2.4.1	次の各号に掲げる要件の全てを満たし、中心市街地内の空き店舗等に新規出店する、又はした商	補助金の額 ○初期投資に要する経費の1/2を上

付要綱		<p>業者等とする。</p> <p>(1) 中心市街地の店舗等から中心市街地の他の空き店舗等へ移転したことにより、移転前の店舗等を空き店舗等としていない者であること。</p> <p>(2) 中心市街地の空き店舗等内において、令和2年度中に、被災者である市民を6か月以上の雇用形態で1人以上雇用する、又は雇用していること。</p> <p>(3) 区市町村税を滞納していないこと。</p> <p>(4) 許認可等が必要な事業を営む場合にあっては、当該必要な許認可等を受けていること。</p>	限 100 万円で補助するもの
多賀城市東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例	H24.6.18	<p>多賀城市復興産業集積区域において、工場立地法及び企業立地促進法に定める準則に代えて、下記のとおり緩和する。</p> <p>「民間投資促進特区(ものづくり産業版)」</p> <p>緑地面積率 敷地面積の3%以上</p> <p>環境施設面積率 敷地面積の3%以上</p>	

04211

宮城県

岩沼市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
岩沼市企業立 地促進条例	H20.9	1 工場施設	企業立地奨励金
	H28.4	・製造業に該当する産業であって、物の製造、加工又は修理の用に供する施設 ・投下固定資産額が2億円以上であって、かつ立地に伴い新たに雇用する常時雇用者が10名以上であること ※中小企業者の場合は投下固定資産額5,000万円以上、かつ常時雇用者3名以上	○投下固定資産額に対して課する家屋及び償却資産に係る固定資産税額及び都市計画税額に相当する額を3年間交付
		2 特定事業所 ・製造業、情報通信業又は学術研究、専門・技術サービス業に該当する産業であって、情報処理・提供サービス業、データセンター、研究又は開発の用に供する施設 ・投下固定資産額が1億円以上であって、かつ、常時雇用者が5名以上であること	市民雇用奨励金 ○市内に住所を有する新規常時雇用者を1年以上雇用した場合に、1人につき20万円(×人数分)で、1,000万円を限度として交付
		3 流通事業所 ・運輸業、郵便業及び卸売業に該当する産業であって、道路貨物運送業、倉庫業及び梱包業、卸売等又は流通事業の用に供する施設 ・投下固定資産額が2億円以上であって、かつ、用地取得面積が1万平方メートル以上であること ※中小企業の場合は投下固定資産額5,000万円以上、かつ用地取得面積が3,000㎡以上	用地取得奨励金 ○用地の取得価格の100分の10の額で、1億円を限度として交付
	4 発電施設 ・電気業に該当する産業であって、太陽光等自然エネルギーにより電気供給を行う施設 ・投下固定資産額が5億円以上であること		

04212

宮城県

登米市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件			内 容
登米市企業立地促進条例	H18.12 施行 (H20.6 改正) (H22.9 改正) (H24.6 改正) (H25.2 改正) (H25.9 改正) (H29.4 改正) (H30.4 改正) (R2.4 改正)	「製造業(日本標準産業分類大分類E)」及び「運輸業(大分類Hのうち中分類の道路貨物運送業)」が新設等(新設、移設、増設)した場合			奨励金
		①市が造成した工業団地に新設:投下固定資産額が3,000万円以上でかつ新規常時雇用従業員が5人以上(市内在住3人以上を含む)			
		②市が造成した工業団地以外に新設等:投下固定資産額が1,000万円以上でかつ新設等に伴う新規常時雇用従業員が2人以上(市内在住1人以上を含む)			
		※上記に該当すれば指定企業となる ※増設の場合の指定は、1回限り			
		○企業立地促進奨励金 ・指定企業者に交付			○企業立地促進奨励金(令和2年4月1日施行)【変更】 ・固定資産税相当額を3年間交付
		○企業立地投資奨励金 ・指定企業者に交付			○企業立地投資奨励金(令和2年4月1日施行)【変更】 ・土地を除く建物・設備に係る投下固定資産額又は課税標準額のいずれか少ない額の20%を交付 ・限度額 ①1億円、②2億円
		区分	投下固定資産額	新規常時雇用従業員(うち市内在住者)	
		工業団地 へ新設	3,000万円以上	5人以上 (3人以上)	○
			5億円以上	10人以上 (5人以上)	
		工業団地 以外へ新	1,000万以上	2人以上 (1人以上)	○

		設等	2億円以上	3人以上 (2人以上)	③3,000万円、④5,000万円
		※要件により限度額が異なります			
		○用地取得奨励金 ・指定企業者に交付			○用地取得奨励金(令和2年4月1日施行)【変更】 ・市が造成した工業団地の用地取得費の20%を交付(限度額なし)
		○雇用促進奨励金 ・指定企業者に交付 ・製造業(日本標準産業分類大分類E)及び運輸業(大分類Hのうち中分類の道路貨物運送業)で、前々年度の平均常時雇用従業員数と比較して、前年度3月末常時雇用従業員が3人以上増加し、かつ市内在住で1年以上雇用している新規常時雇用従業員数が3人以上いる場合			○雇用促進奨励金 ・新規常時雇用従業員人数×20万円(限度額なし)
		○上水道料金助成金 ・指定企業者で食料品製造業者			○上水道料金助成金(令和2年4月1日施行)【変更】 ・営業開始後3年間、上水道料金の30%を交付(1年ごとの限度額500万円) ・市が造成した工業団地に事業所を新設した場合は、4年目に上水道料金の20%(限度額300万円)、5年目に上水道料金の10%(限度額100万円)をさらに交付
		○環境整備奨励金 ・指定企業者で工場立地法による特定工場に該当する事業所			○環境整備奨励金 ①緑化推進奨励金 ・緑地及び環境施設を設置した経費の30%(500万円限度) ・1回に限り交付 ②環境奨励金 ・緑地及び環境施設に要する面

			積に課する公共下水道受益者負担金額に相当する額 ・1回に限り交付
登米市工業用地造成民間活力促進奨励金	H24.4.1	①及び②に該当すること。 ①市と立地協定の締結又は市に立地表明書を提出した事業所であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 自らの負担において工業用地の造成を行うこと。 (2) 工業用地の造成後1年以内に工場の建設に着手すること。 (3) 登米市企業立地促進条例(平成18年登米市条例第61号)第4条第1項の規定により指定される企業者(以下「指定企業者」という。)となることが見込まれること。 ②工業用地の造成に係る面積が5,000平方メートル以上であること。	交付率等:対象経費の5分の2以内の額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、180,000,000円を限度とする。
登米市ICT・クリエイティブ産業創出支援奨励金	R2.4.1	◎対象事業者 「情報通信業(標準産業分類大分類Gのうち通信業及び放送業を除く。)」 「デザイン業(大分類L)」 ◇要件 ・市内に事業所を新設し、市内に住所を有する者を常時雇用従業員として新たに1人以上を継続して1年以上雇用する企業者 ・市内における事業活動を、奨励金の交付対象事業者として指定を受けた日から起算して5年以上継続して行う企業者	◎投資奨励金 ・土地を除く建物・設備等の投下固定資産額×10%(限度額300万円) ※建物、設備等を賃借する場合 ・(支払発生月から起算して12月までの賃借料×20%)+(投下固定資産額×10%)(限度額300万円) ◎雇用促進奨励金 ・市内在住新規常時雇用従業員数×5万円(市外から移住した常時雇用従業員は一人当たり10万円を加算)(限度額30万円) ※申請の前3年間に、事業者の都合により離職した者の数を除く

			<p>◎通信回線使用料奨励金</p> <ul style="list-style-type: none">・操業開始の月から起算して12月までの事業の用に直接供した通信回線使用料×60% (限度額 50 万円)
--	--	--	---

04213

宮城県

栗原市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
【過疎地域自立促進特別措置法】 業種:製造業、旅館業等 地域:市内全域 対象:新設(又は増設)に係る土地・家屋・償却資産 要件:工場等新增設 2,700 万円超	—	課税免除	固定資産税	3年
【復興特別区域法】 業種:復興推進計画で指定された業種 地域:復興推進計画で指定された復興産業集積区域 対象:新設(又は増設)に係る土地・家屋・償却資産 ※中古は対象外 要件:指定事業者としての指定が必要		課税免除	固定資産税	5年
【地域未来投資促進法】 業種:宮城県基本計画に指定された業種 地域:市内全域 対象:新設(又は増設)に係る土地・家屋・償却資産 ※中古資産は対象外 要件:①地域経済牽引事業計画の承認が必要 ②対象資産の取得価格合計 ・農林漁業関連業種:5,000 万円超 ・上記以外の業種:1 億円超		課税免除	固定資産税	3年
【地域再生法】 対象:全業種 地域:宮城県地域再生計画で指定された地方活力向上地域 対象:本社機能の移転・拡充に伴う新增設 取得価格合計 3,800 万円超	【拡充型】 常時雇用従業員数が5人(中小企業は2人)以上増加 【移転型】 常時雇用する従業	課税免除	固定資産税	3年

(中小企業者等 1,900 万円超) 要件: 認定事業者としての認定が必要	員数の過半数が東京からの移転			
対象: 生産、販売活動等の用に直接供されるもので以下の要件を満たすもの。 (1)一定期間内に販売されたモデル(中古は対象外) (2)生産性の向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備 要件: 先端設備等導入計画の認定を受けることが必要				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
栗原市企業立地促進条例	H17.4 (R 元.9 改正)	日本標準産業分類に掲げる「製造業」「ソフトウェア業」「情報処理・提供サービス業」「道路貨物運送業」「倉庫業」「産業廃棄物処分量」「自然科学研究所」「電気機械器具修理業」の事業の用に供する事業所や工場の新設・移設・増設を行う企業 ①企業立地促進奨励金 ア 新設又は移設: 投下固定資産額 3,000 万円(貸借型立地 2,000 万円)以上、市内に住所を有する常雇従業員5人(中小企業3人)以上、1年間継続雇用 イ 増設: 増設に係る投下固定資産額 1,000 万円以上、市内に住所を有する常雇従業員5人(中小企業3人)以上の増員、1年間継続雇用 ②企業立地投資奨励金 ア 投下固定資産額 3,000 万円以上 イ 市内に住所を有する新規常雇従業員5人(中小企業3人)以上、1年間継続雇用	奨励金 ①企業立地促進奨励金 ○固定資産税相当額 3年間 (貸借型立地で投下固定資産額が2,000 万円以上 3,000 万円未満の場合、固定資産税相当額の 2/3 を3年間) ②企業立地投資奨励金 ア 投下固定資産額 3,000 万円以上、市内新規常雇従業員5人(中小企業3人)以上の場合: 固定資産の取得額と年間賃借料の合計額の5% イ 投下固定資産額 5,000 万円以上、市内新規常雇従業員 10 人(中小企業5人)以上の場合: 固定資産の取得額と年間賃借料の合計額の10% ウ 投下固定資産額1億円以上、市内新規常雇従業員 15 人(中小企業 10 人)以上の場合: 固定資産の取得額

		<p>③雇用促進奨励金</p> <p>ア 企業立地促進奨励金の交付を受けた者</p> <p>イ 前々年度の平均常雇従業員数と比較して市内に住所を有する常雇従業員を3人以上増員し、1年間継続雇用している者</p>	<p>と年間賃借料の合計額の15%</p> <p>エ 投下固定資産額5億円以上、市内新規常雇従業員20人(中小企業15人)以上の場合:固定資産の取得額と年間賃借料の合計額の20%</p> <p>○限度額 3億円</p> <p>③雇用促進奨励金</p> <p>○市内に住所を有する新規常雇従業員1人あたり10万円</p> <p>○限度額 500万円</p>
栗原市誘致企業社員定住促進奨励金交付要綱	H21.7 (H24.7 改正)	<p>日本標準産業分類に掲げる「製造業」「学術研究、専門・技術サービス業の中分類技術サービス業(他に分類されないもの)の機械設計業」「サービス業(他に分類されないもの)の中分類機械等修理業(別掲を除く)の電気機械器具修理業」の事業の用に供する事業所の新設・移設・増設を行う企業</p> <p>ア 新設又は移設:投下固定資産額 3,000万円(賃借型立地 2,000万円)以上、新規転入者である常雇従業員5人以上雇用</p> <p>イ 増設:投下固定資産額 500万円以上、新規転入者である常雇従業員5人以上雇用</p>	<p>奨励金</p> <p>次のアまたはイの額のいずれか低い額</p> <p>ア 新規転入者である常雇従業員数1人あたり10万円</p> <p>イ 企業者が負担した新規転入者である常雇従業員の住居移転費用の額</p>
栗原市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例	H20.7.4 (H21.6.30) (H29.12.19) (30.3.1)	<p>下記工業団地において、工場立地法に定める準則を下記のとおり緩和する。</p> <p><新田沢工業団地></p> <p>緑地面積率 敷地面積の10%以上</p> <p>環境施設面積率 敷地面積の15%以上</p> <p><上在工業団地・高清水地区・第2新田沢工業団地・金成工業団地・築館インター工業団地・若柳金成インター工業団地></p> <p>緑地面積率 敷地面積の1%以上</p> <p>環境施設面積率 敷地面積の1%以上</p>	
栗原市東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定	H24.9.26 (H29.12.19)	<p>復興産業集積区域(東日本大震災復興特別区域法第4条第9項の規定に基づき認定された区域)において、工場立地法に定める準則を下記のとおり緩和する。</p> <p>緑地面積率 敷地面積の1%以上</p>	

める条例		環境施設面積率 敷地面積の1%以上
------	--	-------------------

04214

宮城県

東松島市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
東松島市企業立地 優遇条例	H17.4	<p>①企業立地促進奨励金</p> <p>ア 新設又は移設:投下固定資産額2,200万円以上、かつ常時使用従業員数5人以上</p> <p>イ 増設:投下固定資産額 2,200 万円以上、又は常時使用従業員数5人以上増員</p> <p>②工業用水確保補助金</p> <p>投下固定資産額 2,200 万円以上、かつ常時使用従業員数5人以上</p> <p>③環境整備推進補助金</p> <p>投下固定資産額 2,200 万円以上、かつ常時使用従業員数5人以上</p> <p>④従業員送迎用車両購入補助金</p> <p>投下固定資産額 2,200 万円以上、かつ常時使用従業員数 10 人以上</p> <p>⑤雇用奨励金</p> <p>企業立地促進奨励金の交付対象企業者であり、新規雇用であって、当該新規雇用開始時から1年以上継続して市内に住所を有している者を常時雇用していること。</p> <p>⑥排水設備等補助金</p> <p>投下固定資産額 2,200 万円以上、かつ常時使用従業員数5人以上</p> <p>※無償又は時価よりも低い価格で市有地の貸付けを受ける企業者は対象外</p>	<p>奨励金・補助金</p> <p>①企業立地促進奨励金</p> <p>立地に係る固定資産税相当額及び賃借料の年額の3倍相当額×1.4%</p> <p>5年間</p> <p>②工業用水確保補助金</p> <p>ア 上水道設置の場合:3年間の水道基本料金相当額</p> <p>イ 地下水汲み上げ施設設置の場合:事業費×50%</p> <p>限度額 200 万円</p> <p>③環境整備推進補助金</p> <p>ア 緑化推進助成:経費×30%</p> <p>限度額 200 万円</p> <p>イ 事務室防音助成:経費×50%</p> <p>限度額 200 万円</p> <p>④従業員送迎用車両購入補助金</p> <p>車両本体取得額×1/3</p> <p>限度額 300 万円</p> <p>⑤雇用奨励金</p> <p>雇用奨励金交付額:新規常雇従業員1人あたり 30 万円(1人につき1回限り)</p> <p>交付対象期間:営業開始日から5年間</p> <p>限度額:1企業者当たり750万円</p> <p>⑥排水設備等補助金</p> <p>ア 合併処理浄化槽設置の場合</p>

			<p>費用×1/2(限度額 200 万円)</p> <p>イ 下水処理施設の接続費が生じた場合</p> <p>費用×1/3(限度額 200 万円)</p> <p>ウ 下水道事業受益者負担金が賦課された場合</p> <p>負担金等×1/3(限度額 200 万円)</p>
--	--	--	--

04215

宮城県

大崎市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域	2,700	課税免除	固定資産税	3年間
宮城県ものづくり基本計画、宮城県農林水産・食品関連産業基本計画、宮城県観光産業基本計画、宮城県情報通信関連産業振興基本計画、宮城県環境・エネルギー関連産業基本計画の指定集積業種 承認地域経済牽引事業計画に基づき取得した土地・家屋・構築物の取得価格の合計額 10,000(農林漁業関連業種は5,000)		課税免除	固定資産税	3年間
復興推進計画(ものづくり産業版・IT産業版)の指定集積業種 東日本大震災復興特別区域法第37条または第39条の指定を受けて施設等の新設・増設を行った場合		不均一課税	固定資産税	5年間
地域再生計画(富県共創!みやぎへの本社機能移転等促進プロジェクト) 地域再生法第17条の2第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備		不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大崎市企業立地促進条例	H20.3 H23.3 改正 H25.3 改正 H26.12 改正 H30.3 改正 R2.3 改正	①工場等立地奨励金 ・土地取得面積 3,000 m ² (中小企業 1,500 m ²)以上 ・工場建築面積 1,000 m ² (中小企業 500 m ²)以上 ・新規雇用者 10 人(中小企業5人)以上を1年間以上継続雇用 ・新規雇用者のうち市内に住所を有する者が5人(中小企業3人)以上	①工場等立地奨励金 (1)用地取得面積の区分に応じ、それぞれ次に定める割合及び限度額とする。 ア 1,500 m ² 以上 5,000 m ² 未満 100 分の 15 以内 1,000 万円 イ 5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満 100 分の 25 以内 4,000 万円 ウ 10,000 m ² 以上 100 分の 30 以内 1億円

		<ul style="list-style-type: none"> ・用地の取得後3年以内に工場等の操業を開始 ・以前に工場等立地奨励金の交付を受けていない用地 	(2)用地を借地契約した場合は、用地賃貸額の年額の10%以内 (限度:5年間)
	②雇用促進奨励金 ④の奨励金の交付を受けた用地で、市内に住所を有する新規雇用者を10人(中小企業5人)以上、1年間以上継続雇用		②雇用促進奨励金 市内に住所を有する新規雇用者の数に20万円(雇用者が短時間労働者である場合は10万円)を乗じた額、新設1回 (限度額 2,000万円)
	③研修派遣奨励金 ・④の奨励金の交付要件を満たしていること ・操業開始までに新規雇用者を1月以上の間、県外の本社又は工場へ技術習得に従事させること		③研修派遣奨励金 市内に住所を有する新規雇用者1人につき、1月あたり5万円以内 (限度額:1,000万円)
		④企業投資促進奨励金 ・製造業、電気業、情報通信業、運輸業、卸売業及び宿泊業のうち規則で定める事業を営む者 ・認定地域(市の区域のうち工場等の用地として規則で定める基準に適合する地域)に工場等の新設等を行い、次の要件のいずれにも該当すること。 ・用地の取得等を行っていること(～R4.3.31)。 ・操業開始時の投下固定資産額が5千万円以上であること。 ・新規雇用者(短時間労働者を除く)を操業開始時から1年以上雇用していること。 ・新規雇用者のうち市内に住所を有する者が3人以上であること。 ※投下固定資産額とは、工場等の新設等のために取得等した土地、家屋又は償却資産において、次に掲げる金額を合計した額をいう。 ア 取得した土地、家屋又は償却資産で地方税法第341条に規定する固定資産課税台帳に登録された課税標準額。	④企業投資促進奨励金 ア)投下固定資産額 5,000万円以上、新規雇用者のうち市内に住所を有する者3人以上の場合 投下固定資産額の10%以内(限度額:3千万円) イ)投下固定資産額3億円以上、新規雇用者20人以上(うち市内に住所を有する者10人以上)の場合 投下固定資産額の15%以内(限度額:1億円) ウ)投下固定資産額5億円以上、新規雇用者30人以上(うち市内に住所を有する者15人以上)の場合 投下固定資産額の20%以内(限度額:2億円) ※過疎地域(鳴子温泉・岩出山地域)は10%加算あり

		<p>イ 賃借契約を締結し、賃借した土地(土地については建物と一体で賃借される場合に限る。)、家屋又は償却資産に係る賃借料の年間額。ただし、①の奨励金の交付対象となった土地分は除く。</p>	
		<p>⑤情報通信関連企業立地促進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定地域(大崎市区域中工場等用地として規則で定める基準に適合する地域)に新設等を行い、以下の要件のいずれにも該当すること。 ・工場等の新設等をしていること。(H30.4.1～) ・操業開始時投下固定資産額 5百万円以上 ・新規雇用者を操業開始時から1年以上雇用していること。 ・新規雇用者のうち市内に住所を有する者が3人以上 ・以前に工場等立地奨励金及び企業投資促進奨励金の交付を受けていない用地 	<p>⑤情報通信関連企業立地促進奨励金</p> <p>a+b</p> <p>投下固定資産額5百万円以上、新規雇用者のうち市内に住所を有する者3人以上</p> <p>a 投下固定資産額の10%以内(限度額:1千万円)</p> <p>b 市内に住所を有する新規雇用者1人につき20万円</p>

04216

宮城県

富谷市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)			
生産性向上特別措置法 先端設備等導入計画の認定を受けた事業者	—	課税免除	固定資産税	3年間
復興推進計画(ものづくり産業版・IT産業版)の 指定集積業種 復興推進計画に係る指定(復興特区法第 37,38,39,40 条)を受け、復興産業集積区域に おいて、新・増設を行った場合	—	課税免除	固定資産税	5年間
富谷市地方活力向上地域における固定資産 税の課税免除等に関する条例 地方活力向上地域特定業務施設整備計画 の認定を受けた事業者について、固定資産税 を免除または税率を軽減する。 1. 種別 (1) 拡充型 地方にある企業の本社機能 の強化・拡充 (2) 移転型 企業の本社機能の全てまた は一部に関する東京 23 区内から地 方への移転 2. 対象となる特別償却設備 ・特定業務施設の用に供するものであるこ と ・所得税法又は法人税法上の減価償却資 産であること ・取得価格の合計金額が 3,800 万円(中小 企業は 1,900 万円)以上	—	拡充型 →不均一課税 1年目 0%, 2年目 0.467%, 3年目 0.933% 移転型 →課税免除		拡充型 3年間 移転型 3年間

参考URL

先端設備導入計画認定事業者への支援:

<https://www.tomiya-city.miyagi.jp/soshiki/sangyoukankou/seisansei.html>

復興特区に関する申請:

<https://www.tomiya-city.miyagi.jp/soshiki/sangyoukankou/tokkusinsei.html>

<https://www.tomiya-city.miyagi.jp/soshiki/sangyoukankou/honsyakinou.html>

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
富谷市企業立地促進条例	H14.9	①企業立地促進奨励金 ア 新設又は移設:投下固定資産額 3,000 万円以上、常用雇用従業員 15 人以上 イ 増設:増設に係る投下固定資産額 3,000 万円以上、常用雇用従業員 15 人以上の増員 ②雇用促進奨励金 企業立地促進奨励金の交付決定を受けた者	奨励金 ①企業立地促進奨励金 ○立地に係る固定資産税相当額及び賃借料の年額の3倍相当額×1.4%(3年間) ②雇用促進奨励金 ○市内に住所を有する常用雇用従業員の人数×10 万円 ○限度額 1,000 万円

参考URL:<https://www.tomiya-city.miyagi.jp/soshiki/sangyoukankou/ricchiyuuguu.html>

04301

宮城県

蔵王町

〈企業立地に対する税制上の優遇措置〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
工法<農工法の規定による指定地区適用> ・新設、増設に係る減価償却資産の取得価格 3,000 万円超 (運送業、梱包業、卸売業の場合は、15 人を超える雇用者増加も必要)		課税免除		3年間
復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例 ・復興産業集積区域内において対象施設等を新設、又は増設した者について、家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対して課せられた固定資産税を免除する。 ※令和 3 年 3 月 31 日までの間に新設又は増設した者		課税免除		5年間
蔵王町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例 ・対象事業者 地域再生法(以下「法」という。)第 17 条の 2 第 1 項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第 4 項に規定する認定事業者 ・対象期間 認定を受けた日から同日の翌日以後 2 年を経過する日まで(同日までに同条第 6 項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで) ・対象事業 法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令第 2 条第 1 号に規定する特別償却設備を新設し、又は増設したもの。		課税軽減		3年間
蔵王町地域経済牽引事業を促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例 ・承認地域経済牽引事業計画に基づき設置した施設における固定資産税の課税免除 ・対象資産 家屋, 構築物		課税免除		3年間

土地(当該家屋又は構築物の敷地である土地で、取得の日の翌日から起算して1年以内に当該家屋等の建設の着手があった場合における当該土地に限る)			
---	--	--	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
蔵王町企業奨励条例	H8.3 H23.4 改正 H28.4 改正 H30.12 改正	<p>ア 企業奨励金</p> <p>○農業、林業、漁業、建設業、製造業、情報通信業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、観光に関連する物の販売業、旅館・その他の宿泊所、ゴルフ場、ボーリング場、テニスコート、教育・学習支援業</p> <p>○投下固定資産額3,000万円以上、かつ常時雇用5人以上</p> <p>イ 雇用奨励金</p> <p>○事業を開始する日から起算して3年までの間に、町内に住所を有する者を新たに常時雇用者として雇用する場合</p>	<p>ア 企業奨励金</p> <p>○固定資産税相当額の範囲内</p> <p>○3年間</p> <p>初年度 固定資産税相当額×50%</p> <p>2年度 固定資産税相当額×30%</p> <p>3年度 固定資産税相当額×20%</p> <p>イ 雇用奨励金</p> <p>○操業開始後3年間に於いて町内に住所を有するものを新規に採用し、引き続き1年以上常時雇用している</p> <p>新規常時雇用者数 ×20万円</p> <p>新規学卒常時雇用者数×30万円</p> <p>○令和3年3月31日までに常時雇用者を雇用した場合に適用する。</p>

04302

宮城県

七ヶ宿町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
七ヶ宿町工場 設置奨励条例	H9.3 H28.3 改正	ア 工場の新設又は移設:常時雇用者 10人以上 イ 工場の増設:常時雇用者5人以上	奨励金 ①工場設置促進奨励金 初年度 固定資産税相当額 2年度 固定資産税相当額×70% 3年度 固定資産税相当額×30% ○各年度の限度額 100万円 ②従業員送迎用車両購入奨励金 車両1台に限り取得費×1/3 ○限度額 300万円
七ヶ宿町雇用 創出助成金交 付要綱	H28.3	ア 町内に居住する40歳以下の新規常 用雇用者 イ 12月以上継続して常用雇用の状態 にある者	助成金 ○新規常用雇用者1人当たり月額 30,000円。高校生以下の子どもを 扶養している場合、1人当たり月額 50,000円 ○最大2年間 ○限度 1事業者5人

04321

宮城県

大河原町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額			
企業立地促進法 ○新設(又は増設)に係る土地・家屋・構築物の取得価格の合計額 20,000 万円以上 ○みやぎ南部地域ものづくり産業集積形成計画又はみやぎ食品関連集積形成基本計画で指定された業種	課税免除	固定資産税	3年間
東日本大震災復興特別区域法 ○新設(又は増設)に係る土地・家屋・構築物 ①復興推進計画で指定された業種 ②復興推進計画で指定された復興産業集積区域	課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大河原町企業立地促進条例	H23.9	「指定企業者」 ・製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、サービス業(自動車整備業、機械修理業)などを営むこと。 ・事業開始時において、投下固定資産の取得価格(賃貸料を含む)の 総額が3,000 万円以上 であること。 (H24.10 対象業種拡大)	企業立地促進奨励金 ・投下固定資産(土地、家屋、償却資産)に係る固定資産税、都市計画税相当額。ただし、土地については新設等した事業所の家屋の建築面積に限る。 ・限度なし、交付期間5年 ※事業所を建て替えた場合は、新旧事業所それぞれに係る固定資産税、都市計画税の差額相当額。

		<p>②企業立地用地取得助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定企業者に交付 ・事業用地を 3,000 m² (中小企業は 1,500 m²) 以上の土地を取得する場合でかつ建築面積においては、1,000 m² (中小企業者 500 m² 以上) の事業所を建設する場合。 ・用地取得後3年以内に事業を開始する場合 	<p>企業立地用地取得助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地取得価格の10% ・限度額 5,000 万円 ・交付期間1回
		<p>③雇用促進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定企業者に交付 ・事業開始から3年までの間に、町内に住所がある者を新たに常用雇用者として雇用し、引き続き1年以上雇用していること。また、他市町村から町内に転入した者を、引き続き1年以上雇用していること。 	<p>雇用促進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規常用雇用者一人 10 万円 ・新規学卒常用雇用者一人 15 万円 ・転入常用雇用者一人 20 万円 <p>※一人一回に限る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年間通算で限度額 500 万円
		<p>④緑化推進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定企業者に交付 ・事業開始後3年以内に取得用地面積の 10% 以上を緑地化した場合。 	<p>緑化推進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地内に要した経費の 30% ・限度額 200 万円 ・交付期間1回
大河原町東日本大震災復興特別区域法第 28 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例	H24.9.14	<p>工場立地法に定める準則を下記のとおり緩和する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地の面積の敷地面積に対する割合 100 分の 1 以上 ・環境施設の面積の敷地面積に対する割合 100 分の 1 以上 	
大河原町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例	H24.9.14	<p>工場立地法に定める準則を下記のとおり緩和する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地の面積の敷地面積に対する割合 100 分の5以上 ・環境施設の面積の敷地面積に対する割合 100 分の10以上 	

大河原町工場立 地法地域準則条 例	H30.3.12	工場立地法第4条の2第1項の規定に基づき法第4条第1項の規定により 公表された準則を下記のとおり緩和する。 ・緑地の面積の敷地面積に対する割合 100分の5以上 ・環境施設の面積の敷地面積に対する割合 100分の10以上
-------------------------	----------	---

04322

宮城県

村田町

〈企業立地に対する税制上の優遇措置〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例 ・復興産業集積区域内において対象施設等の新設、又は増設した者について、家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対して課せられた固定資産税を免除する。 ※令和2年3月31日までの間に新設又は増設した者	—	課税免除		5年間
村田町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例 ・地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の規定により承認された事業計画に基づき対象施設を設置した者に対し、当該対象施設の用に供する家屋等又はこれらの敷地である土地に対して課せられた固定資産税の課税を免除する。	—	課税免除		3年間
地域活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例 ・認定地域再生計画の認定事業者が新設、又は増設したものについて、家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対して課せられた固定資産税を課税軽減する。 (拡充型)1年目:10/10を軽減 2年目:2/3を軽減 3年目:1/3を軽減 (移転型)1年目:10/10を軽減 2年目:3/4を軽減 3年目:1/2を軽減	—	課税免除		3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
村田町企業立地 促進条例	H24.9	対象企業者 ・製造業、情報通信業(ソフトウェア業)、情報処理・提供サービス業)、運輸業(道路貨物運送業、倉庫業、梱包業)、サービス業(学術・開発研究機関)などを営むこと。 ・事業開始時において、投下固定資産の取得価格(賃貸料を含む。)の総額が3,000万円以上であること。	
		①企業立地促進奨励金 ・指定企業者に交付	企業立地促進奨励金 (限度なし、交付期間5年) 投下固定資産(土地、家屋、償却資産)に係る固定資産税相当額。ただし、土地については新設等した事業所の家屋の建築面積に限る。 ※事業所を建て替えた場合は、新旧事業所それぞれに係る固定資産税の差額相当額。
		②企業立地用地取得助成金 ・指定企業者に交付 ・事業用地を3,000㎡(中小企業は1,500㎡)以上の土地を取得する場合でかつ建築面積においては、1,000㎡(中小企業者500㎡以上)の事業所を建設する場合。 ・用地取得後3年以内に事業を開始する場合	企業立地用地取得助成金 (限度額5千万円、交付期間1回) 用地取得額の20%
		③雇用促進奨励金 ・指定企業者に交付 ・事業開始から3年までの間に、町内に住所がある者を新たに常用雇用者として雇用し、引き続き1年以上雇用し	雇用促進奨励金 (限度額500万円) (3年間通算で、3年間) ・新規常用雇用者 10万円×人数 ・新規学卒常用雇用者 15万円×人

		<p>ていること。また、他市町村から町内に転入した者を、引き続き1年以上雇用していること。</p> <p>④緑化推進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定企業者に交付 ・事業開始後3年以内に取得用地面積の20%以上を緑地化した場合。 	<p>数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入常用雇用者 20万円×人数 <p>※一人一回に限る</p> <p>緑化推進奨励金</p> <p>(限度額200万円、交付期間1回)</p> <p>緑地化に要した経費の30%</p>
<p>村田町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例</p>	H24.9.7	<p>工場立地法に定める準則を下記のとおり緩和する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地の面積の敷地面積に対する割合 100分の1以上 ・環境施設の面積の敷地面積に対する割合 100分の1以上 	

04323

宮城県

柴田町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)			
<p>【柴田町地域経済牽引事業を促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例】</p> <p>(対象分野) 「宮城県ものづくり基本計画」等、地域未来投資促進法に基づき定められた基本計画で要件とされている分野</p> <p>(対象施設) 地域経済牽引事業計画に基づき取得した家屋・構築物及びその敷地である土地(ただし、土地は同意日以降に取得したものに限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋または建築物の建設の着手があった場合に限る。)</p>	課税免除	固定資産税 (土地、家屋、構築物。ただし事務所を除く)	3年間
<p>【柴田町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例に基づく優遇措置】</p> <p>○復興推進計画に係る指定(復興特区法第 37,39 条)を受け、復興産業集積区域において新・増設を行った場合</p>	課税免除	固定資産税	5年間
<p>【柴田町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例に基づく優遇措置】</p> <p>① 平成 32 年 3 月 31 日までの間に、地域再生法(以下「法」という。)第 17 条の 2 第 1 項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者が、認定を受けた日から同日の翌日以後 2 年を経過する日までの間に、法第 8 条第 1 項に規定する認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令第 2 条第 1 項に規定する特別償却設</p>	<p>不均一課税</p> <p>・法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業</p> <p>1 年目免除</p> <p>2 年目 3/4</p> <p>3 年目 1/2</p> <p>をそれぞれ軽減</p> <p>・法第 17 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる事業</p>	<p>固定資産税</p> <p>(家屋、構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地)</p>	3年間

備を新設、増設した場合。	1年目免除 2年目 2/3 3年目 1/3 をそれぞれ軽減		
--------------	--	--	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
柴田町企業立地促進条例	H19.10	対象企業者(指定企業者) ・製造業、情報通信業(ソフトウェア業)、情報処理・提供サービス業、運輸業(道路貨物運送業、倉庫業、梱包業)、サービス業(学術・開発研究機関、自動車整備業、機械修理業)などを営むこと ・事業開始時において、投下固定資産の取得価格(賃貸料を含む。)の総額が3,000万円以上であること	
		①企業立地促進奨励金 ・指定企業者に交付	企業立地促進奨励金 ・投下固定資産(土地、家屋、償却資産)に係る固定資産税、都市計画税相当額。ただし、土地については新設等した事業所の家屋の建築面積に限る ・限度なし、交付期間5年 ※事業所を建て替えた場合は、新旧事業所それぞれに係る固定資産税、都市計画税の差額相当額
		②企業立地用地取得助成金 ・指定企業者に交付 ・事業用地を 3,000 m ² (中小企業は 1,500 m ²)以上の土地を取得する場合かつ建築面積においては、1,000 m ² (中小企業者 500 m ² 以上)の事業所を建設する場合 ・用地取得後3年以内に事業を開始する場合	企業立地用地取得助成金 ・用地取得価格の10% ・限度額1億円、交付期間1回
		③雇用促進奨励金 ・指定企業者に交付 ・事業開始から3年までの間に、町内に住所	雇用促進奨励金 ・新規常用雇用者 10万円×人数 ・新規学卒常用雇用者 15万円×人

		<p>がある者を新たに常用雇用者として雇用し、引き続き1年以上雇用していること。また、他市町村から町内に転入した者を、引き続き1年以上雇用していること</p>	<p>数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入常用雇用者 20万円×人数 ※一人一回に限る ・限度額 500万円(3年間通算で) ・交付期間3年間
		<p>④緑化推進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定企業者に交付 ・事業開始後3年以内に取得用地面積の10%以上を緑地化した場合 	<p>緑化推進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地内に要した経費の30% ・限度額 200万円、交付期間1回
<p>柴田町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例</p>	<p>H24.9.7</p>	<p>下記適用区域内において、工場立地法及び企業立地促進法で定める準則を下記のとおり緩和する。</p> <p><適用区域></p> <p>柴田町復興産業集積区域 (東日本大震災復興特別区域法第4条第9項の規定に基づき認定された区域)</p> <p><適用対象業種></p> <p>国から認定を受けた復興推進計画(民間投資促進特区)で復興推進事業として定める8産業</p> <p>(1)自動車関連産業、(2)高度電子機械産業、(3)食品関連産業、(4)木材関連産業</p> <p>(5)医療・健康関連産業(6)クリーンエネルギー関連産業(7)航空宇宙関連産業</p> <p>(8)船舶関連産業 の8産業</p> <p><緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合></p> <p>緑地面積率 敷地面積の100分の1以上</p> <p>環境施設面積率 敷地面積の100分の1以上</p>	

04324

宮城県

川崎町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)			
「みやぎ南部地域ものづくり産業集積形成基本計画」及び「宮城県南部地域食品関連産業等活性化基本計画」の指定業種であって、基本計画の同意の日から起算して5年を経過する日までの期間に取得した家屋、構築物若しくはこれらの敷地である土地であって、当該家屋若しくは構築物の着工前1年以内に取得したもの		課税免除	固定資産税 (土地、家屋、構築物。ただし事務所を除く)	3年間
「宮城県民間投資促進特区」の指定業種(自動車関連産業、高度電子機械産業、食品関連産業・木材関連産業、医療・健康関連産業、クリーンエネルギー関連産業、航空宇宙関連産業、船舶関連産業)であって、復興産業集積区域(北川原山区域等)にて、平成29年3月31日まで認定を受けた法人事業所が対象		課税免除	固定資産税	5年間
投下固定資産額(家屋及び償却資産の取得価格並びに固定資産賃借料3倍額)が3,000万円以上	新規常用雇用者数(雇用期間の定めがない者)が5人以上	課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
ようこそ川崎町へ企業立地応援条例	H27.4.1	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所の新設、移設又は増設 ・投下固定資産額(家屋及び償却資産の取得価格並びに固定資産賃借料3倍額)が3,000万円以上又は新規常用雇用者数(雇用期間 	①ようこそ川崎町へ助成金(投下固定資産分) <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額3,000万円以上1億円未満の場合は、投下固定資産額の1% ・投下固定資産額1億円以上3億円未満の場合は、投下固定資産額の3% ・投下固定資産額3億円以上5億円未満の場合は、投下固定資産額の5% ・投下固定資産額5億円以上の場合は、投下固定資

		<p>の定めがない者)が5人以上</p> <p>・対象企業者(農業,林業/漁業/鉱業,採石業,砂利採取業/建設業/製造業/電気・ガス・熱供給・水道業/情報通信業/運輸業,郵便業/卸売業,小売業/金融業,保険業/不動産業,物品賃貸業/学術研究,専門・技術サービス業/宿泊業,飲食サービス業/生活関連サービス業,娯楽業/教育,学習支援業/医療,福祉/複合サービス業/サービス業(他に分類されないもの)の事業を営むもの。ただし、ソーラーパネルを設置して売電する事業及び老人福祉・介護事業を除く。※統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業</p>	<p>産額の7%(交付限度額 5,000 万円)</p> <p>②ようこそ川崎町へ助成金(新規常用雇用者分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規常用雇用者数5人以上 10 人未満の場合は、100 万円 ・新規常用雇用者数 10 人以上 20 人未満の場合は、200 万円 ・新規常用雇用者数 20 人以上の場合は、300 万円 <p>※事業開始日において、投下固定資産額又は新規常用雇用者数が該当すること</p> <p>※移設、増設の場合は、助成金額の 50%</p> <p>③用地取得助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3,000(1,500)m²以上の用地に、1,000(500)m²以上の建物を建築した場合、用地取得価額の 10%(交付限度額 1,000 万円) <p>※新設で用地取得日から3年以内に事業を開始すること</p> <p>※括弧書きは中小企業の場合</p> <p>④雇用促進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町外居住新規常用雇用者の場合、10 万円×雇用者数 ・町内居住新規常用雇用者の場合、20 万円×雇用者数 ・町内居住新規学卒常用雇用者の場合、30 万円×雇用者数 ・転入新規常用雇用者の場合、40 万円×雇用者数 <p>※事業開始日から起算して3年までの間に、新規常用雇用者を雇用すること</p> <p>※全てを合算した3年間での交付限度額 500 万円</p> <p>⑤下水道事業受益者負担金又は分担金の減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担金又は分担金の 50%
--	--	---	--

04341

宮城県

丸森町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 2,700 ○対象事業 製造業、農林水産物等販売業、旅館業(下宿営業を除く。)		課税免除	固定資産税	3年間
丸森町企業誘致の促進に関する条例 ○投下固定資産取得額(土地・家屋・償却資産) 3,000 ○対象事業 農業、林業、漁業(水産養殖業に限る。)、建設業、製造業、情報通信業(情報サービス業に限る。)、道路貨物運送業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業(梱包業に限る。)、卸売業、宿泊業(旅館・ホテルに限る。)、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉	常時雇用する町内に住所を有する従業員数5人以上	不均一課税	固定資産税及び町民税法人税割の30%以内	5年間
地域未来投資促進法 ○新設(又は増設)に係る土地・家屋・構築物の取得価格の合計額 10,000 (土地にあたっては所得後1年以内に建設着工)	宮城県ものづくり基本計画又は宮城県農林水産・食品関連産業基本計画で指定された業種	課税免除	固定資産税	3年間
東日本大震災復興特別区域法 ○新設(又は増設)に係る土地・家屋・構築物 (土地にあたっては所得後1年	①復興推進計画で指定された業種 ②復興推進計画で指定された復興産業集積	課税免除	固定資産税	5年間

以内に建設着工)	区域			
----------	----	--	--	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
丸森町企業誘致の促進に関する条例	H18.3	①企業立地奨励金 ○投下固定資産取得額(町内に事業所を新設又は増設するために取得する土地・建物・償却資産) 3,000 万円 ※事業所:工場・事務所・倉庫・福利厚生施設 ○常時雇用する町内に住所を有する従業員数 5人以上 ○対象事業 農業、林業、漁業(水産養殖業に限る。)、建設業、製造業、情報通信業(情報サービス業に限る。)、道路貨物運送業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業(梱包業に限る。)、卸売業、宿泊業(旅館・ホテルに限る。)、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉	①企業立地奨励金 ※R3.3.31 までの特例措置 ・投下固定資産額取得額が1億円以下の場合 20%(限度額 1,000 万円) ・投下固定資産額が1億円を超える場合 10%(限度額2億円) ※R3.4.1 以降 ・投下固定資産額取得額の1%(限度額 1,000 万円)
		②雇用奨励金 ○企業立地奨励金の要件をすべて満たす企業者で、事業を開始する日から起算して3年までの間に、町内に住所を有する者を新たに常時雇用者として雇用する場合	②雇用奨励金 ・新規常用雇用者数×10 万円 ・新規学卒常用雇用者数×15 万円 (限度額 年 200 万円) (ただし、新規常用雇用者1人につき1回)
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例	H19.9.28 H30.3.7 最終改正	工場立地法に定める準則を下記のとおり緩和する。 ・緑地の面積の敷地面積に対する割合 10%以上 ・環境施設の面積の敷地面積に対する割合 15%以上	

<p>東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例</p>	<p>H24.6.20</p>	<p>工場立地法に定める準則を下記のとおり緩和する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地の面積の敷地面積に対する割合 100分の1以上 ・環境施設の面積の敷地面積に対する割合 100分の1以上
--	-----------------	---

04361

宮城県

亶理町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
亶理町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例 地域経済牽引事業の促進に関する基本計画の同意を受け、承認地域経済牽引事業計画による事業ための施設のうち、規定する対象施設を設置した場合	—	課税免除	固定資産税	3年間
亶理町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例 復興推進計画に係る指定(復興特区法第37,39,40条)を受け、復興産業集積区域において、新・増設を行った場合	—	課税免除	固定資産税	5年間
亶理町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、新設・増設を行った場合	—	不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
亶理町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例	H24.9.18 (H29.3.31 最終改正)	・復興産業集積区域における製造業等に係る工場等の緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合に関する事項について、工場立地法の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定める。 ①亶理中央地区工業団地 ②工業・流通ゾーン	

		③産業誘致・再生ゾーン の定められた区域の範囲における 緑地の面積の敷地面積に対する割合 1%以上 環境施設の面積の敷地面積に対する割合 1%以上
--	--	---

04362

宮城県

山元町

〈企業立地に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
山元町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例 対象企業:宮城県ものづくり基本計画 宮城県農林水産・食品関連産業基本計画:宮城県情報通信関連産業基本計画 宮城県観光基本計画に該当する事業者		課税免除		3年間
山元町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例 対象業種:復興推進計画(ものづくり特区)で集積を目指す業種		課税免除		5年間
山元町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例 対象業種:地域再生計画に基づき本社機能等の移転等を行う企業		不均一課税 ○地域再生法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業を行う企業 初年度 固定資産税 免除 第2年度 固定資産税 100 分の 0.35 第3年度 固定資産税 100 分の 0.70 ○地域再生法第 17 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる事業を行う企業 初年度		3年間

	固定資産税 免除 第2年度 固定資産税 100 分の0.467 第3年度 固定資産税 100 分の0.933		
山元町過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産 税の課税免除に関する条例 対象業種:製造業、旅館業、農林水産物等販売業	課税免除		3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
山元町企業誘 致促進条例	H19.4	日本標準産業分類中、下 記業種。 ・大分類Aの農業、林業 の中分類農業(国また は県、町の補助金の交 付を受けていない事業 であつ、町長が本町の 産業振興上特に必要と 認める事業) ・大分類Eの製造業 ・大分類Gの情報通信業 の中分類情報サービス 業のうち、ソフトウェア 業及び情報処理・提供 サービス業 ・大分類Hの運輸業、郵 便業の中分類道路貨 物運送業及び中分類 倉庫業及び運輸に附 帯するサービス業のう ち、こん包業	○企業立地促進奨励金 ・指定企業者が操業を開始した日以降における固定資 産税の納付義務が確定した日の属する年度の固定資 産税額を基準とし、賦課された翌年度から固定資産 税相当額(3年間)
	H24.3 改正		○雇用促進奨励金 ①指定企業者が立地した事業所の操(営)業開始後3年 間において新規に採用し、引き続き1年以上常時雇 用している町内に住所を有する従業員数×10万円 ②上記①で支給対象となった常時雇用従業員が引き続 き3年(①の期間を含む。)以上雇用され、町内に住所 を有する従業員数×10万円 ③上記①②の他、事業所の操業(営業)を開始後3年 間において採用した町内に住所を有しない常時雇 用従業員が、町内に転入し1年が経過した場合、従 業員数×10万円 ・限度額 500万円
	H28.3 改正		○用地取得助成金 ①指定企業者が事業所を立地するため1,000平方メ ートル以上の用地を取得した日の翌日から起算して 3年以内に操業を開始した場合は、事業所を立地す

	<ul style="list-style-type: none"> ・大分類 L の学術研究、専門・技術サービス業の中分類学術・開発研究機関 ・大分類Mの大分類宿泊業、飲食サービス業の中分類宿泊業のうち旅館、ホテル及び中分類飲食店の小分類食堂、レストラン、専門料理店 ・大分類Nの生活関連サービス業、娯楽業の中分類娯楽業の小分類映画館、スポーツ施設提供業、公園、遊園地 ・その他町長が本町の産業振興上、特に必要と認める事業 ①上記産業で新設：投下固定資産額 3,000 万円以上で、かつ常時雇用従業員 5 人以上であること ②上記産業で増設：増設に係る投下固定資産額 1,000 万円以上、かつ常時雇用従業員 3 人以上増員されていること ③上記産業以外：新設又は増設にかかる投下固定資産額が1千万円以上で、かつ、常時雇用従業員が 10 人以上であること。ただし、交付は雇用促進奨励金の 	<p>るための用地の取得価格に 100 分の 10 を乗じて得た額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限度額 1 億円 <hr/> <p>○上水道料金助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定企業者が操業開始日以後操業用に直接使用した上水道使用量が年間 6,000 立方メートル以上の場合、操業開始日の属する月から起算して3年間に限り支払った1年間の上水道料金の額に 100 分の 30 を乗じて得た額 ・ただし、増設の場合は、増部分の操業開始後に使用した年間上水道使用量から増設前1年間に係る上水道使用量を控除して得た上水道使用量が 6,000 立方メートルを超えた場合増設の場合は、増設前1年間に係る上水道料金を差し引いた金額に 100 分の 30 を乗じて得た額 ・限度額 1 年あたり 500 万円 <hr/> <p>○上水道加入金助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定企業者が上水道加入金を支払った場合には、支払った上水道加入金に 100 分の 50 を乗じて得た額
--	---	--

		み。	
山元町東日本 大震災復興特 別区域法第 28 条第 1 項の規 定に基づく準 則を定める条 例	H24.12.22	東日本大震災復興特別区域法第4条第1項に規定する復興推進計画で定められた 同条第2項第4号イに規定する復興産業集積区域のうち同法第 28 条に基づく特例が 適用されることとした区域における 緑地の面積の敷地面積に対する割合 1%以上 環境施設の面積の敷地面積に対する割合 1%以上	

04401

宮城県

松島町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
復興推進計画(ものづくり産業版)の指定集積業種が、復興産業集積区域内において東日本大震災復興特別区域法第 37 条または第 39 条の指定を受けて施設等の新設・増設を行った場合		課税の免除	都市計画税 固定資産税	5年間
①地域未来投資促進法に基づいて、宮城県が定めた5つの基本計画で承認された地域経済牽引事業計画に従い、取得した家屋(事務所等に係るものを除く)及び構築物並びに家屋の敷地である土地 ②取得価格の合計:10,000(農林漁業及びその関連業種:5,000)		課税の免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
松島町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例	H24.9.11	工場立地法に定める準則を下記のとおり緩和する。 ・緑地の面積の敷地面積に対する割合 100分の1以上 ・環境施設の面積の敷地面積に対する割合 100分の1以上	

04404

宮城県

七ヶ浜町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
平成33年3月31日までの期間中、復興産業集積区域内において民間投資促進特区(ものづくり産業版)の指定集積業種が施設を新設、又は増設した場合	課税免除	固定資産税 都市計画税	5年間

04406

宮城県

利府町

〈企業立地に対する税制上の優遇措置〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
利府町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例		課税免除		
復興産業集積区域内において対象施設等を新設、又は増設した者について、家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対して課せられた固定資産税を免除する。 ※平成28年3月31日までの間に新設又は増設した者				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
利府町企業立地促進要綱	H20.10 H24.1 改正	<p>○企業立地奨励金</p> <p>(1)家屋:家屋の取得費又は投下固定資産のどちらか低い額が5,000万円以上</p> <p>(2)土地:土地の取得費又は投下固定資産のどちらか低い額が5,000万円以上で、かつ、土地の面積が3,000㎡以上</p> <p>○雇用促進奨励金</p> <p>指定企業者が新設した事業所の事業開始日から起算して1年までの間に、町内に住所を有する新規常用雇用者を3人以上雇用した場合(ただし、新規常用雇用者を雇用した日から1年を経過し、</p>	<p>企業立地奨励金</p> <p>○企業立地奨励金の額は(1)と(2)の合算額(限度額:1億円)</p> <p>(1)家屋(新設、移設及び増設した事業所の家屋の建築面積の部分に限る。)に対して課された交付対象期間各年度の固定資産税に相当する額</p> <p>(2)土地に対して課された交付対象期間各年度の固定資産税に相当する額</p> <p>雇用促進奨励金</p> <p>○町内に住所を有する新規雇用者の数に10万円を乗じた額(1回限り)</p> <p>(限度額:1,000万円)</p>

		<p>申請時点で当該者を引き続き雇用していなかったときは、交付しない)</p> <p>○対象業種(日本産業分類)</p> <p>①E 製造業</p> <p>②G 情報通信業</p> <p>③H 運輸業、郵便業(道路貨物運送業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業(こん包業に限る))</p> <p>④L 学術研究、専門・技術サービス業(学術・開発研究機関)</p> <p>⑤R サービス業(他に分類されないもの)(自動車整備業、機械等修理業(機械修理業に限る))</p>	
利府町復興産業集積区域緑地面積率条例	H24,12,10	<p>東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づき、工場立地法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定める。</p> <p>緑地の面積の敷地面積に対する割合 3%以上</p> <p>環境施設の面積の敷地面積に対する割合 3%以上</p>	

04421

宮城県

大和町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
東日本大震災復興特別区域法<高度電子機械産業、自動車関連産業、医療・健康関連産業、クリーンエネルギー関連産業、航空宇宙関連産業、船舶関連産業、食品関連産業、木材関連産業> ・償却資産、対象施設及びその土地のみ。中古資産は除く。 ※法人税(国税)の特別償却又は税額控除を受ける場合に限る。		課税免除	固定資産税	5年間 (R3.3.31 まで) に対象施設を 新設・増設し たもの)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大和町企業立地促進条例	H13.3 H17.3 改正 H20.6 改正 H27.3 改正 R01.6 改正	①企業立地奨励金 特定区域における投下固定資産額 2,800 万円以上の工場、特定事業所、流通 事業所、卸売事業所の新設	奨励金 ①企業立地奨励金 ア 重点区域(第一仙台北部中核工業 団地、大和リサーチパーク) 家屋及び償却資産に係る固定資産税 相当額(3年間) 投下固定資産額が 50 億円以上の集積 認定企業にあつては5年間 イ 重点区域を除く特定区域 投下固定資産額の3% 限度額 1億円(交付額が 5,000 万円を 超える場合、3年以内の分割交付)
		②用地取得奨励金(重点区域) 重点区域において 1,500 m ² 以上の土地の取 得、1年以内の工事着工、2年以内の操業、 投下固定資産額 2,800 万円以上	②用地取得奨励金 新規事業所の建築面積分の土地に係 る固定資産税相当額(3年間)
		③雇用促進奨励金(重点区域) 操業開始3ヶ月前から操業後1年以内に新 規常時雇用者1人以上雇用しかつ引き続き1 年以上雇用	③雇用促進奨励金 新規常時雇用者のうち1年以上町に住 所を有する者の人数×10 万円

		④用地取得助成金(重点区域) 用地取得面積 3,000 m ² 以上で用地取得後2 年以内に工場等の建設着手し、操業開始か ら1年以上経過した企業	④用地取得助成金 土地取得価格×15% 限度額 2億円
--	--	---	-----------------------------------

04422

宮城県

大郷町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資産額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域未来投資促進法に基づく宮城県ものづくり基本計画、宮城県農林水産・食品関連産業基本計画、宮城県情報通信関連産業振興基本計画に規定する業種で、投下固定資産額(家屋、構築物、土地取得価格)合計 20,000 超 (農林漁業関連業種は 5,000 超)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大郷町企業立地促進条例	H8.6 H16.12改正 H21.3 改正 R2.3 改正	○大郷町内に事業所等の新設又は増設し、次の(1)の業種のいずれか及び(2)のすべての要件に該当する事業者 (1)業種 ①宮城県ものづくり基本計画で指定された業種 ②宮城県農林水産・食品関連産業基本計画で指定された業種 ③宮城県情報通信関連産業振興基本計画で指定された業種 ④宮城県観光産業基本計画で指定された業種 ⑤宮城県環境・エネルギー関連基本計画で指定された業種 ⑥①～⑤に関連する金属製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、道路貨物運輸業 (2)要件 ・投下固定資産額1千万円以上 ・常時使用従業員数5人以上 (内町内在住者3人以上)	企業立地奨励金 ○投下固定資産額に係る固定資産税相当額 ○3年間

大郷町企業立地雇用促進要綱	H28.8 R2.3 改正	○次の基準を有する事業者 ・大郷町企業立地促進奨励金の交付を受けた事業者 ・町内に住所を有する新規学卒者等3名以上を新たに常時雇用し1年以上継続雇用	企業立地雇用促進奨励金 ○町内に住所を有する新規常時雇用従業員1人あたり10万円 ○新規学卒者1人あたり20万円 ○限度額 300万円
大郷町企業立地促進特別奨励金条例	H20.12 H27.6 改正 H30.6 改正 R1.9 改正	○大郷町内に事業所を新設し、下記の要件に該当する事業者 (要件) ①投下固定資産額が3億円以上 ②事業所用地の取得面積が5,000㎡以上 ③(1)の各基本計画の期限内に指定事業者の指定を受けること ④事業所用地取得日の翌日から1年以内に事業所の建設に着手し、2年以内に操業を開始すること	用地取得特別奨励金 ○事業所用地の取得価額の15%以内 ○限度額 1億円

04423

宮城県

富谷町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
富谷町企業立地 促進条例	H14.9	<p>①企業立地促進奨励金</p> <p>ア 新設又は移設：投下固定資産額 3,000万円以上、常雇従業員15人以上</p> <p>イ 増設：増設に係る投下固定資産額 3,000万円以上、常雇従業員15人以上の 増員</p> <p>②雇用促進奨励金</p> <p>企業立地促進奨励金の交付決定を受け た者</p> <p>③用地取得奨励金</p> <p>ア 企業立地促進奨励金の交付決定を 受けた者</p> <p>イ 高屋敷地区に立地した者</p> <p>ウ 用地取得の日から3年を経過する日ま でに操業又は営業を開始した者</p>	<p>奨励金</p> <p>①企業立地促進奨励金</p> <p>立地に係る固定資産税相当額及 び賃借料の年額の3倍相当額× 1.4%(3年間)</p> <p>②雇用促進奨励金</p> <p>町内に住所を有する常雇従業員の 人数×10万円</p> <p>限度額 1,000万円</p> <p>③用地取得奨励金</p> <p>用地の取得に要した費用の額 の15%に相当する額</p> <p>限度額 1億円</p>

04424

宮城県

大衡村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
東日本大震災復興特別区域法:自動車関連産業、クリーンエネルギー産業、船舶関連産業、食品関連産業、医療・健康関連産業、航空宇宙関連産業、高度電子機械産業、木材関連産業 ※国税の特別償却又は税額控除の対象となった場合で、中古資産は除く。 ※指定地区のみ対象。		課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大衡村企業立地促進条例	H13.3 (H17.3) (H22.12) (H26.12) (R1 .12)	①企業立地促進奨励金 工業団地内の用地取得面積 1,000 m ² 以上、取得(賃借)3年以内に 500 m ² 以上の工場建設に着手してから交付 ②雇用促進奨励金 企業立地促進奨励金の交付決定を受けた者で、新規雇用者を採用していること	奨励金 ①企業立地促進奨励金 (限度額 3億円) 1) 用地取得分 ア 製造業: 用地取得価格の25% イ 道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、梱包業、研究所、情報通信関連で建築面積が3,000 m ² 以上: 用地取得価格の20% ウ 道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、梱包業、研究所、情報通信関連: 用地取得価格の15% 2) 用地賃借分 オ 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、梱包業、研究所、情報通信関連: 年間賃料の10%を5年間 ②雇用促進奨励金

			○新規雇用者1人当たり8万円 (限度額 800 万円)
--	--	--	--------------------------------

04444

宮城県

色麻町

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
色麻町地域経済牽引事業促進区域における固定資産の課税免除に関する条例 〈対象税目〉 ・固定資産税(土地、家屋(事務所等を除く。)、構築物) 〈対象業種〉 「宮城県北部地域食品関連産業等活性化基本計画」(同意日：平成21年2月24日)において国から同意を受けた範囲の業種 〈課税免除の内容〉 (1)基本計画の同意の日から起算して5年を経過する日までの期間に取得した家屋、構築物又はこれらの敷地である土地であつて、当該家屋若しくは構築物の着工前1年以内に取得したものであること。 (2)取得価額が2億円超であること。(農林漁業関連業種の取得価額については5千万円超であること。) (3)課税免除の期間は、取得後新たに固定資産税が課させることとなった年度から3ヶ年度分とする。		課税免除		3年間
色麻町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例 復興産業集積区域内において対象施設等を新設、又は増設した者について、家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対して課せられる固定資産税を免除する。 ※平成33年3月31日までの間に新設又は増設した者		課税免除		5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
色麻町企業立地促進条例	S60.12 (H16.3 全部改正)	次のすべてを満たすこと ア 工場等を新設(増設含む)または工場再活用であること	奨励金 ①企業立地促進奨励金 固定資産税相当額の範囲内

	(H23.8.1 一部改正) (H24.12.14 一部改正)	イ 投下固定資産額(土地を除く)3,000 万円以上 ウ 新規常時雇用者数 10 人以上	(3年間) ②雇用促進奨励金 新規常時雇用者のうち1年以上町 に住所を有する者の人数×30 万 円(1年間)
色麻町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条の第 1 項の規定に基づく準則を定める条例	H24.3	下記地区において、工場立地法に定める準則を下記のとおり緩和する。 <大原地区工場適地> 緑地面積率 敷地面積の 100 分の 1 以上 環境施設面積率 敷地面積の 100 分の 1 以上	
色麻町東日本大震災復興特別区域法第 28 条第1項の規定に基づく準則を定める条例	H24.6	下記適用区域内において、工場立地法及び色麻町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を下記のとおり緩和する。 <適用区域> 色麻町復興産業集積区域 (東日本大震災復興特別区域法第 4 条第 9 項の規定に基づき認定された区域) <適用対象業種> 国から認定を受けた復興推進計画(民間投資促進特区)で復興推進事業として定める 8 産業 (1)自動車関連産業、(2)高度電子機械産業、(3)食品関連産業、(4)木材関連産業 (5)医療、健康関連産業(6)クリーンエネルギー関連産業(7)航空宇宙関連産業 (8)船舶関連産業 の 8 産業 <緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合> 緑地面積率 敷地面積の 100 分の 1 以上 環境施設面積率 敷地面積の 100 分の 1 以上	

04445

宮城県

加美町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
復興推進計画(ものづくり産業版)の指定集積業種 東日本大震災復興特別区域法第 37 条または第 39 条の指定を受けて施設等の新設・増設を行っ た場合	—	課税免除	固定資産税	5年間
○過疎法<過疎地域において> ・工場用の建物及び附属設備、機械及び装置の 新設又は 増設 ・取得価格 2,700 万円超(H17.4.1～) ・旧中新田除く	—	課税免除		3年間
加美町地域経済牽引事業促進区域における固定 資産税の課税免除に関する条例 <地域未来投資促進法に基づく宮城県ものづくり 基本計画、宮城県農林水産・食品関連産業基本 計画、宮城県情報通信関連基本計画により定め られた業種・区域> ・「地域経済牽引事業」を行う事業者について一 定要件を満たすことで固定資産税の課税を免除。	—	課税免除		3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
加美町工場 誘致条例	H15.4	次のすべてに該当すること ○工場を新設又は増設すること ○投下固定資産額 1,000 万円以上 ○常時使用従業員数 30 人以上	奨励金 ○新設又は増設に係る固定 資産税相当額の範囲内 ○3年間
加美町新規 学卒者雇用 奨励金	H23.3	対象となる事業主 ○町内に事業所を有し、新規学卒者を常時雇用し ている者 ○雇用保険適用事業を営み、雇用保険の届出をし ている者 対象となる新規学卒者の条件 ○該当年3月に高校、専門学校、短期大学、大学	奨励金 ○常時雇用した新規学卒者1 人につき20万円

		<p>等、各種学校を卒業した者</p> <p>○町内の事業所において7月1日までに雇入れ、7月1日から翌年1月1日まで引続き町内の事業所にて勤務し、町内に住所を有している者</p>	
新規雇用促進奨励金	H16.12.17	<p>県の新規雇用奨励金に準じ、21人以上の新設のみ対象。</p>	20人迄、1人当たり10万円交付
加美町東日本大震災復興特別区域法28条第1項の規定に基づく準則を定める条例	H24.6.19	<p>加美町復興産業集積区域において、工場立地法に定める準則を以下のとおり緩和する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地面積率 敷地面積の1%以上 ・環境施設面積率 敷地面積の1%以上 	

04501

宮城県

涌谷町

〈企業立地に対する税制上の優遇措置〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
涌谷町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例 復興産業集積区域内において、指定を受けてから令和3年3月31日までに対象施設を新設、又は増設したものについて、当該対象施設である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対して課せられた固定資産税を免除する。		課税免除		5年間
涌谷町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例 宮城県ものづくり基本計画、宮城県農林水産・食品関連産業基本計画、宮城県情報通信関連基本計画及び宮城県涌谷町農林水産・食品関連産業基本計画に基づき承認された、地域経済牽引事業計画に従って取得した家屋若しくは構築物、土地に対して課せられた固定資産税を免除する。		課税免除		3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
<p>涌谷町企業立地促進条例</p>	<p>H元.4</p>	<p>ア 工場の新設、増設、移設であること</p> <p>イ 次の要件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業：投下固定資産額2億円以上、従業員数10人以上 ・中小企業：投下固定資産額3,000万円以上、従業員数5人以上 	<p>①企業立地奨励金</p> <p>(1)対象業種(製造業、情報通信業、運輸業、コールセンター業)取得した固定資産に係る固定資産税相当額の全額でかつ4,000万円までを5年間交付</p> <p>(2)対象業種(上記以外の条例で定める業種)取得した固定資産に係る固定資産税相当額の1/2相当額でかつ2,000万円までを3年間交付</p> <p>②新規雇用奨励金</p> <p>対象業種(製造業、情報通信業、運輸業、コールセンター業)操業開始日から新規雇用者を1年以上継続雇用した場合</p> <p>(1)町内在住者1人あたり30万円を交付(1年限り)</p> <p>(2)町外在住者1人あたり15万円を交付(1年限り)</p> <p>③便宜供与</p> <p>用地取得又は貸与の斡旋、連絡道路の新設・改良、給水管の新設、排水路の新設・改良</p>

04505

宮城県

美里町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
<p>【企業立地促進法関係】</p> <p>第1 みやぎ北部地域ものづくり産業集積形成基本計画関連</p> <p>1 区分</p> <p>高度電子機械産業、自動車関連産業、医療・健康関連産業、グリーンエネルギー関連産業、航空宇宙関連産業及び船舶関連産業(※業種の詳細については、お問合せください。)</p> <p>2 要件</p> <p>投下固定資産額(土地を含む)が2億円超</p> <p>第2 宮城県北部地域食品関連産業等活性化基本計画関連</p> <p>1 区分</p> <p>食品関連産業関係(09 食料品製造業, 10 飲料・たばこ・飼料製造業(105 たばこ製造業は除く。), 16 化学工業(165 医薬品製造業に限る。), 44 道路貨物運送業, 47 倉庫業, 52 飲食物品卸売業)</p> <p>2 要件</p> <p>投下固定資産額(土地を含む)が5千万円超</p> <p>【民間投資促進特区(ものづくり産業版)関係】</p> <p>1 区分</p>		—	課税免除	固定資産税	3年間

自動車関連産業、高度電子機械産業、食品関連産業、木材関連産業、医療・健康関連産業、クリーンエネルギー関連産業、航空宇宙関連産業及び船舶関連産業				
2 要件 投下固定資産要件なし。				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
美里町企業立地促進条例	H20.8	<p>1. 用地取得奨励金、2. 建物取得奨励金、3. 設備投資奨励金共通</p> <p>○対象：農業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店・宿泊業、医療・福祉、教育・学習支援業、サービス業</p> <p>○新設：敷地面積が 3,000 m²以上、土地を除く投下固定資産額が 3,000 万円以上、新規常時雇用従業員数が 15 人以上</p> <p>○増設・移設：土地を除く投下固定資産額が 3,000 万以上、平均常時雇用従業員数が 10 人以上</p> <p>○設備投資：土地を除く投下固定資産額が 3,000 万以上、平均常時雇用従業員数が 10 人以上、生産能力が 30%程度増加する設備更新</p>	<p>1. 用地取得奨励金</p> <p>○当該資産の固定資産税相当額を3年間交付(限度額無し)</p> <p>2. 建物取得奨励金</p> <p>○当該資産の固定資産税相当額を3年間交付(限度額無し)</p> <p>3. 設備投資奨励金</p> <p>○当該資産の固定資産税相当額を3年間交付(限度額無し)</p>
		<p>4. 雇用促進奨励金</p> <p>○対象：「1.用地取得奨励金」に同じ</p> <p>○新設：「1.用地取得奨励金」に同じ</p> <p>○増設・移設：土地を除く投下固定資産額が 3,000 万以上、平均常時雇用従業員数が 10 人以上、増加する常時雇用従業員数が3人以上</p> <p>○設備投資：土地を除く投下固定資産額が</p>	<p>4. 雇用促進奨励金</p> <p>○町内居住者1人あたり10万円、町外居住者1人あたり5万円を3年間交付(総限度額500万円)</p>

		3,000 万以上、平均常時雇用従業員数が 10 人以上、増加する常時雇用従業員数が3人以上、生産能力が 30%程度増加する設備更新	
		5. 緑化促進奨励金 ○対象:「1.用地取得奨励金」に同じ ○共通:土地を取得した日から3年以内に事業所建設に着工、5年以内に緑化を完了、土地の取得面積が 3,000 m ² 以上、20%以上の緑化を行ったもの ○新設:「1.用地取得奨励金」に同じ ○増設・移設:「1.用地取得奨励金」に同じ	5. 緑化促進奨励金 ○緑化に要した経費の 1/2 を交付(限度額 500 万円)
美里町東日本大震災復興特別区域法 28 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例	H24.9.11	美里町復興産業集積区域において、工場立地法に定める準則を以下のとおり緩和する。 ・緑地面積率 敷地面積の1%以上 ・環境施設面積率 敷地面積の1%以上	
美里町工場立地特例対象区域における緑地面積率等を定める条例	H24.9.11	工場立地特例対象区域において、工場立地法に定める準則を以下のとおり緩和する。 ・緑地面積率 敷地面積の1%以上 ・環境施設面積率 敷地面積の1%以上	

04581

宮城県

女川町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
女川町企業 立地促進条 例	S60.12 (H18.3 全 部改正)	①事業所立地奨励金 次の各号の全てに該当する場合 (1)用地取得(賃借を含む)面積が 3,000 m ² 以上かつ建築(賃借を含む)面積が1,000 m ² 以上(中小事業者は用地取得(賃借を含む)面積が1,000 m ² 以上かつ建築(賃借を含む)面積が 300 m ² 以上) (2)奨励金を交付する年度の前年度末現在で、新規雇用者5人以上を1年以上雇用(中小企業者は3人以上)した場合(移転を除く)	奨励金 ①事業所立地奨励金 (1)投下固定資産額に 1.4/100 を乗じて得た額を、事業開始日以後最初に固定資産税が課税される年度の翌年度から起算して3か年間交付する (2)当該奨励金のうち、町有財産の減額貸与の対象となった投下固定資産額については交付しない
		②雇用促進奨励金 次の各号の全てに該当する場合 (1)用地取得(賃借を含む)面積が 3,000 m ² 以上かつ建築(賃借を含む)面積が1,000 m ² 以上(中小事業者は用地取得(賃借を含む)面積が1,000 m ² 以上かつ建築(賃借を含む)面積が 300 m ² 以上) (2)事業開始の日から1年を経過する日現在で、新規雇用者5人以上を1年以上雇用(中小企業者は3人以上)した場合	②雇用促進奨励金 (1)新規雇用者1人につき年額 10 万円以内を、事業開始から起算して1年経過後交付(限度額 500 万円) (2)移転により雇用促進奨励金の項1(2)に規定する新規雇用者が増加する場合にあっては、増設とみなし奨励金を交付する
		③用地取得奨励金 次の各号の全てに該当する場合 (1)用地取得面積が 3,000 m ² 以上かつ建築(賃借を含む)面積が1,000 m ² 以上(中小事業者は用地取得面積が 1,000 m ² 以上かつ建築(賃借を含む)面積が 300 m ² 以上) (2)用地取得後3年以内に事業を開始した場合 (3)事業開始の日から1年を経過する日現在で、新規雇用者5人以上を1年以上雇用(中	③用地取得奨励金 ・立地に係る土地のうち、事業所の敷地である土地の取得価格に 5/100 を乗じて得た額を交付 ・限度額 1,000 万円

	<p>小企業者は3人以上)した場合</p> <p>④緑化推進奨励金</p> <p>次の各号の全てに該当する場合</p> <p>(1)用地取得面積が 3,000 m²以上かつ建築(賃借を含む)面積が 1,000 m²以上</p> <p>(2)用地取得後3年以内に事業を開始した場合</p> <p>(3)用地または周辺環境保全のために用地面積の 10%以上を用地取得後3年以内に緑化した場合</p> <p>(4)新規雇用者5人以上を1年以上雇用した場合(移転を除く)</p>	<p>④緑化推進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該緑化に要した経費に 30/100 を乗じて得た額を交付 ・限度額 200 万円
--	---	---

04606

宮城県

南三陸町

〈企業立地に対する税制上の優遇措置〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
南三陸町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例 〈対象業種〉 ・宮城県ものづくり基本計画で指定された業種(自動車関連産業、高度電子機械産業、医療・健康関連産業、環境関連産業、航空宇宙関連産業、船舶関連産業) ・宮城県農林水産・食品関連産業基本計画で指定された業種(特色のある農林水産物を活用した農林水産・食品関連産業) 〈対象要件〉 ・基本計画に基づき地域経済牽引事業計画の承認を受けていること。 ・促進区域対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地で、農林水産業およびその関連業種は取得価格の合計額が5千万円を超えるもの。それ以外の業種は1億円を超えるもの。 〈対象資産〉 ・新設又は増設した資産のうち、直接事業の用に供する部分に限ります。 (1)家屋(事務所等に係るものを除く。) (2)構築物 (3)土地(取得後1年以内に当該家屋又は構築物の建設に着手した敷地で直接事業の用に供する部分)		課税免除		3年間
南三陸町過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例 〈対象業種〉 ・製造業 ・農林水産物等販売業 ・旅館業(下宿営業を除く。) 〈対象要件〉		課税免除		3年間

<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告書を提出する法人又は個人 ・取得した設備等が租税特別措置法第12条(個人の場合)、第45条(法人の場合)による「特別償却」を受けられる資産で、その取得価格の合計が2,700万円を超えていること。 <p><対象資産></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設又は増設した資産のうち、直接事業の用に供する部分に限ります。 (1)家屋(事務所等に係るものを除く。) (2)償却資産(直接事業の用に供する機械及び装置) (3)土地(取得後1年以内に当該建物の建設に着手した敷地で直接事業の用に供する部分) 			
--	--	--	--

<補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置>

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
南三陸町企業立地奨励条例	H17.10	①立地奨励金 ア 事業所の新設、増設、移設を行うこと イ 固定資産取得価額 1,000 万円以上	奨励金 ①立地奨励金 家屋及び償却資産： 固定資産税相当額(5年間) 土地： 3年以内に建設に着手 固定資産税相当額(5年間) 5年以内に建設に着手 固定資産税相当額(3年間)
		②雇用奨励金 ア 事業所を一定地域内に新設、増設、移設すること イ 新設:固定資産取得価額 3,000 万円以上かつ地元従業員 10 人以上 ウ 増設:固定資産取得価額 2,000 万円以上かつ地元従業員5人以上 エ 移設:固定資産取得価額 1,000 万円以上かつ地元従業員3人以上	②雇用奨励金 地元従業員1人につき 10 万円(3年間) ただし、既交付分は除く

